

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月15日
【届出者の氏名又は名称】	Gerbera holdings株式会社
【届出者の住所又は所在地】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【最寄りの連絡場所】	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス
【電話番号】	03-6711-9200
【事務連絡者氏名】	代表取締役 水谷 光太
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません
【電話番号】	該当事項はありません
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません
【縦覧に供する場所】	Gerbera holdings株式会社 (東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、Gerbera holdings株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社メタルアートをいいます。
- (注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。
- (注8) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注9) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。
- (注10) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

第1 【公開買付要項】

1 【対象者名】

株式会社メタルアート

2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式(以下「対象者株式」という。)

3 【買付け等の概要】

公開買付けの目的	公開買付者による対象者の完全子会社化
買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年6月25日(木曜日)まで(30営業日)
買付け等の価格	普通株式1株につき金7,600円
買付予定数の下限(注1)	867,000(株)(所有割合(注2):30.29%)
買付予定数の上限	(株)
対象者の意見	対象者が2026年5月14日付で公表した「Gerbera holdings株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」(以下「対象者プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、2026年5月14日開催の対象者取締役会において、本公開買付けへの賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議したとのことです。

(注1) 本公開買付けにおける買付予定数の下限(867,000株、所有割合:30.29%)は、対象者が2026年5月14日に公表した「2026年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」(以下「対象者決算短信」といいます。)に記載された2026年3月31日現在の発行済株式総数(3,157,382株)より、同日現在の対象者が所有する自己株式数(294,742株)を控除した株式数(2,862,640株、以下「本基準株式数」といいます。)に対する議決権の数(28,626個)の3分の2(19,084個)(小数点以下切上げ)から、本書提出日現在、対象者の取締役が所有する、譲渡制限付株式報酬として対象者の取締役に付与された譲渡制限付株式(譲渡制限解除済みのものを除き、以下「本譲渡制限付株式」といいます。)(注3)(4,459株)に係る議決権(44個)の数及びダイハツ工業株式会社(以下「ダイハツ工業」といいます。)が所有する株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に上場している対象者株式(以下「本不応募株式」といいます。)の数(1,037,000株、所有割合:36.23%)に係る議決権数(10,370個)を控除した数(8,670個)に100を乗じた株式数(867,000株)に設定しております。また、当該買付予定数の下限について、買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合(特別関係者の株券等所有割合を含みます。)は66.51%(小数点以下第三位を四捨五入)となります。なお、株券等所有割合の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しております。

(注2) 「所有割合」とは、本基準株式数に対する割合(小数点以下第三位を四捨五入)をいいます。以下、所有割合の記載において同じです。また、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者が所有することになる対象者株式(所有割合:30.29%)及び本不応募株式(所有割合:36.23%)に係る所有割合は66.51%となります。

(注3) 本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから本公開買付けに応募することができませんが、2026年5月14日開催の対象者取締役会において、本取引(下記「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。)の一環として実施される本公開買付けに賛同の意見を表明することが決議されており、当該決議に際しては、対象者の取締役5名のうち4名が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役全員が賛成の議決権を行使していること(なお、当該決議に参加した取締役4名のうち2名が本譲渡制限付株式を保有し、当該2名が保有する本譲渡制限付株式は3,780株です。)、並びに、審議及び決議に参加していない取締役1名からは、本公開買付けが成立した場合には本スクイズアウト手続(下記「4 買付け等の目的」の「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。以下同じです。)に賛同する意向の表明を受けていること(なお、当該決議に参加していない取締役1名が保有する本譲渡制限付株式は679株です。)から、本譲渡制限付株式を所有する対象者の取締役は、本公開買付けが成立した場合には、本スクイズアウト手続として実施される本株式併合(下記「4 買付け等の目的」の「(1) 公開買付けの目的の概要」において定義します。)の承認に係る対象者の株主総会において、本スクイズアウト手続に関連する各議案に賛成することを見込んでおります。そのため、買付予定数の下限を考慮するに際して、本譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

4 【買付け等の目的】

(1) 【公開買付けの目的の概要】

公開買付者は、2026年4月10日に設立され、本書提出日現在、スパークス・グループ株式会社(以下「スパークス」といい、関係会社及びその他の関連事業体と併せて、以下「スパークスグループ」と総称します。)の完全子会社であるスパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社(以下「SATM」といいます。)が無限責任組合員を務める日本モノづくり未来2号投資事業有限責任組合(以下「日本モノづくり未来2号ファンド」といいます。)が発行済株式の全てを所有する株式会社であり、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを主たる目的としております。なお、本書提出日現在、公開買付者、スパークス、SATM及び日本モノづくり未来2号ファンドは、対象者株式を所有しておりません。

スパークスは、資産運用業(投資顧問業・投資信託委託業)を中核業務としており、1989年7月の会社創業以来、「世界で最も信頼、尊敬されるインベストメント・カンパニー」を目指し、株式投資に留まらず、再生可能エネルギー発電所等の実物資産投資、未来創生ファンドに代表されるベンチャーキャピタル投資等、投資領域を広げてまいりました。スパークスグループが無限責任組合員を務める1号ファンドである日本モノづくり未来投資事業有限責任組合(以下「日本モノづくり未来ファンド」といいます。)は、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人材・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として2020年12月に設立され、これまでに株式会社IJTT、株式会社シンニッタン及び澤藤電機株式会社への投資実績を有しております。スパークスグループが無限責任組合員を務める2号ファンドである日本モノづくり未来2号ファンドは、日本モノづくり未来ファンドに続く取り組みとして、日本のモノづくりの持続的な発展に貢献することを目的として2026年4月に設立されました。

公開買付者は、2026年5月14日、東京証券取引所スタンダード市場に上場している対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得し、対象者を完全子会社化することを目的とした一連の取引(以下「本取引」といいます。)の一環として、2026年5月15日から本公開買付けを開始することを決定しました。

本取引は、本公開買付け、本公開買付けが成立した場合であって、公開買付者が本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合に対象者の株主を公開買付者及びダイハツ工業のみとすることを目的として実施される会社法(平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。)第180条に基づき行う株式併合(以下「本株式併合」といいます。)、本株式併合の効力発生を条件として対象者が実施する本不応募株式の自己株式取得(以下「対象者自己株式取得」といいます。)を実行するための資金を確保することを目的として実施される、公開買付者から対象者に対する、対象者自己株式取得に係る対価に充てる資金の提供(以下「本資金提供」といいます。)、ダイハツ工業による、対象者自己株式取得の方法による本不応募株式の売却、並びに、対象者自己株式取得後に実施される、公開買付者に対するダイハツ工業からの出資(以下「本再出資」といいます。)にて構成され、最終的に、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が株主となった公開買付者による対象者の完全子会社化を企図しております。なお、本株式併合の詳細につきましては、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。また、公開買付者は、本取引の完了後に、対象者との間で吸収合併を実施することを予定しております(以下「本合併」といいます。なお、本書提出日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と対象者のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、対象者と協議の上で決定する予定です。)

なお、対象者自己株式取得においては、ダイハツ工業に法人税法(昭和40年法律第34号。その後の改正を含みません。)に定めるみなし配当の益金不算入規定が適用されることが見込まれることを踏まえ、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額と同額となる金額を基準として、対象者自己株式取得の対価を、対象者株式1株当たり5,627円(以下「対象者自己株式取得価格」といいます。)に設定することを想定しております。対象者自己株式取得と本公開買付けは独立の取引であることに加え、対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価は、本公開買付けにおける対象者株式の1株当たりの買付け等の価格(以下「本公開買付価格」といいます。)よりも有利な条件が設定されているわけではないことから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。また、本公開買付価格を対象者自己株式取得における対象者株式の1株(本株式併合の実施前ベース)当たりの取得対価よりも高く設定することで、対象者株式の全ての取得に要する資金を対象者の一般株主の皆様に対してより多く割り当て、対象者の一般株主の皆様の利益を最大化させることを目的としております。

また、公開買付者は、2026年5月14日付で、対象者の第2位株主である株式会社ゴーシュー(所有株式数:128,350株、所有割合:4.48%、以下「ゴーシュー」といいます。)との間で公開買付応募契約(以下「本応募契約」といいます。)を締結し、ゴーシューが保有する対象者株式の全て(所有株式数:128,350株、所有割合:4.48%)を本公開買付けに応募する旨を合意しております。なお、本応募契約の詳細については、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」の「本応募契約」をご参照ください。

また、公開買付者は、対象者自己株式取得後に、ダイハツ工業から本再出資(注)を受けることを予定しており、本再出資後は、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が公開買付者の株式の全てを所有する予定であり、それぞれの出資割合は、ダイハツ工業が本取引後も継続して対象者の経営に本取引前と同程度に関与する予定であることを踏まえ、日本モノづくり未来2号ファンドが66.7%、ダイハツ工業が33.3%となる予定です。詳細は、下記「(2)公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」「()スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

(注) 本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である5,627円(ただし、本株式併合を実施することにより対象者の発行済株式総数が減少することを踏まえ、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定であり、当該評価額から割引された価額を前提として、本再出資における公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額が決定されることはないことから、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額は、本公開買付価格よりも有利な条件が設定されているわけではないと考えられること、本再出資は対象者の主要株主であり筆頭株主であるダイハツ工業が対象者株式の非公開化後も公開買付者への出資を通じて対象者の運営に関与することを目的として実施されるものであり、ダイハツ工業による本公開買付けへの応募可否とは独立して検討されたものであることから、公開買付価格の均一性規制(法第27条の2第3項)の趣旨に反するものではないと考えております。

本公開買付けに際して、公開買付者は、2026年5月14日付で、ダイハツ工業との間で、二者間契約書(以下「本二者間契約書」といいます。)を締結し、本不応募株式(1,037,000株、所有割合:36.23%)について、本公開買付けに応募しない旨を合意しております。また、公開買付者は、2026年5月14日付で、対象者及びダイハツ工業との間で、本公開買付けが成立したことを条件に、対象者が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びダイハツ工業は当該議案に賛成の議決権を行使すること、ダイハツ工業が、対象者自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを対象者に売り渡すこと、及び対象者自己株式取得後に本再出資を行うことを含む、本取引に係る諸条件について定めた三者間契約書(以下「本三者間契約書」といいます。)を締結しております。本二者間契約書及び本三者間契約書の詳細につきましては、下記「(6)公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

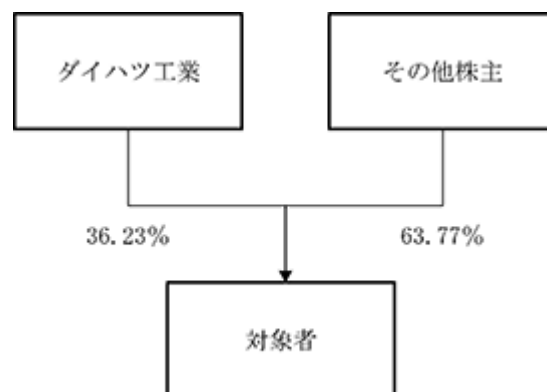
本公開買付けにおいて、公開買付者は、買付予定数の下限を867,000株(所有割合：30.29%)と設定しており、本公開買付けに応募された株券等(以下「応募株券等」といいます。)の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全ての買付け等を行いません。これは、本取引においては対象者株式を非公開化することを目的としているところ、本株式併合の手段を実施する際に、会社法第309条第2項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本取引を確実に実施すべく、買付予定数の下限に達した場合に公開買付者、対象者の筆頭株主及びその他の関係会社であるダイハツ工業、並びに本譲渡制限付株式を保有する対象者の取締役が対象者の総株主の総議決権数の3分の2以上を所有することとなるように設定したものです。一方、上記のとおり、本公開買付けにおいて、公開買付者は、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限(867,000株)以上の場合は、応募株券等の全ての買付け等を行います。

公開買付者は、下記「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「届出日以後に借入れを予定している資金」及び「その他資金調達方法」に記載のとおり、本公開買付けが成立した場合、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに日本モノづくり未来2号ファンドから5,534百万円を上限として出資を受けるとともに、本公開買付けの決済の開始日の前営業日までに株式会社りそな銀行(以下「りそな銀行」といいます。)から19,500百万円を限度として借入れを行うことを予定しており、これらの資金をもって、本公開買付けの決済資金等に充当する予定です。当該借入れに係る融資条件の詳細は、銀行と別途協議の上、当該借入れに係る融資契約において定めることとされておりますが、当該借入れに係る融資契約では、本書の添付書類である融資証明書に記載されている融資実行の前提条件及び一定の財務制限条項等の同種の融資契約に通常定められる契約条件が規定される予定です。また、当該借入れに係る融資契約においては、対象者の事業の継続に支障をきたすような特殊な条件が定められる予定はなく、一般的な条項が合意される見込みです。なお、当該借入れに係る融資契約では、公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式が担保に供されることが予定されております。

公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにより、公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者の株主を公開買付者及びダイハツ工業のみとするために、本スクイズアウト手続の実施を要請することを予定しております。

なお、本取引を図で表示すると大要以下のとおりとなります。

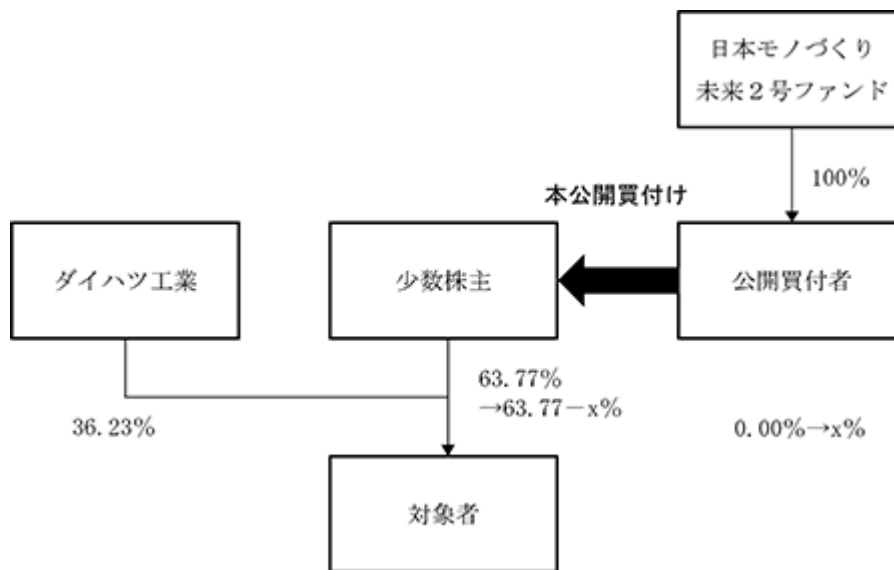
・本公開買付けの実施前



本書提出日現在において、ダイハツ工業が1,037,000株(所有割合：36.23%)、その他株主が残りの1,825,640株(所有割合：63.77%)を所有。

・本公開買付け(2026年5月15日～6月25日(予定))

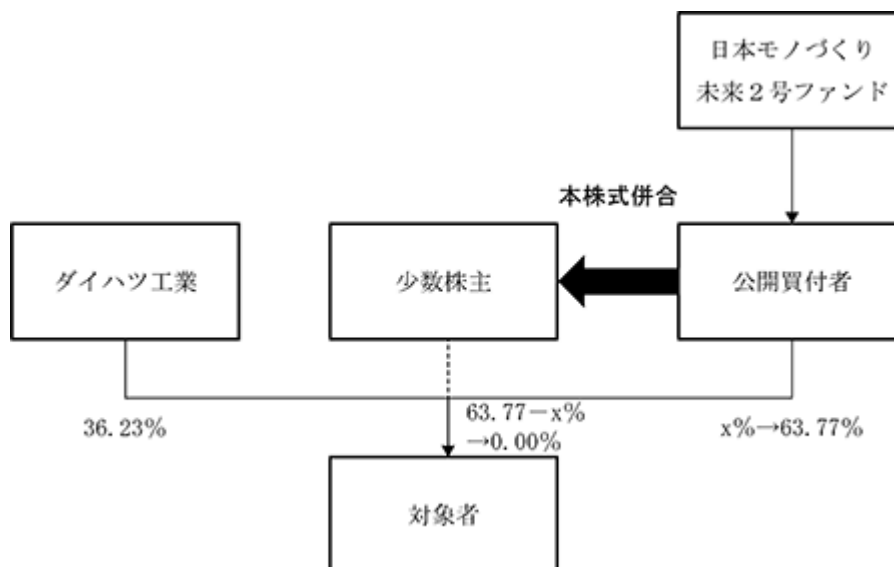
公開買付者は対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を対象に本公開買付けを実施。



・本公開買付けの実施後

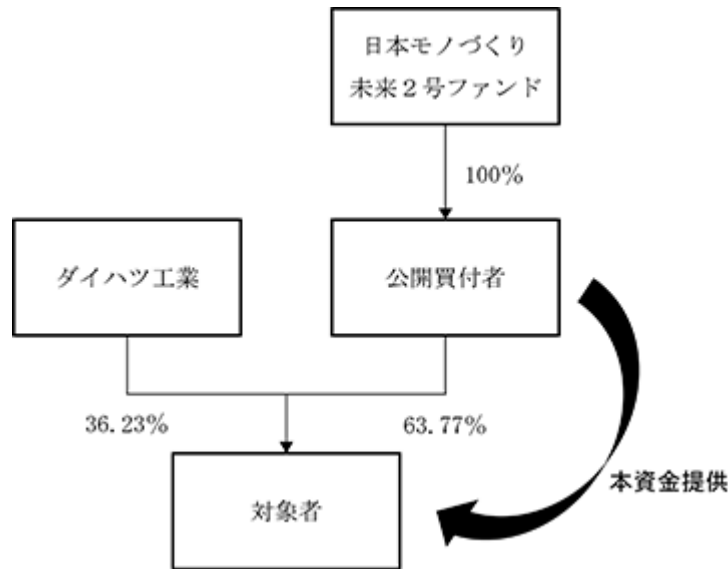
本株式併合(2026年10月頃(予定))

公開買付者は、本公開買付けにおいて、対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、対象者に対して本株式併合の手続の実行を要請し、対象者の株主を公開買付者及びダイハツ工業のみとするための一連の手続を実施。



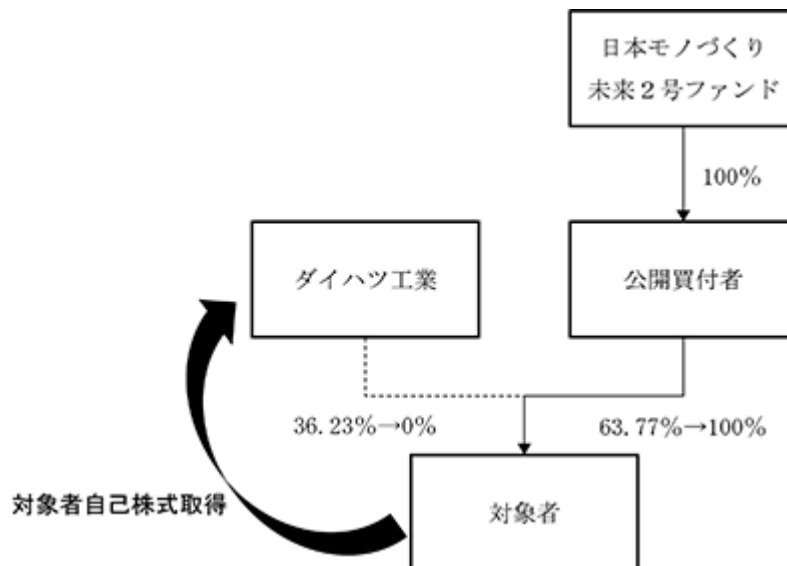
本資金提供(2026年10月頃(予定))

対象者株式の上場廃止及び本株式併合の効力発生後に、対象者が対象者自己株式取得に必要な資金を確保するために、公開買付者は、本公開買付けの実施のためにりそな銀行から借り入れた資金を原資として、対象者に対する貸付けにより本資金提供を実施。



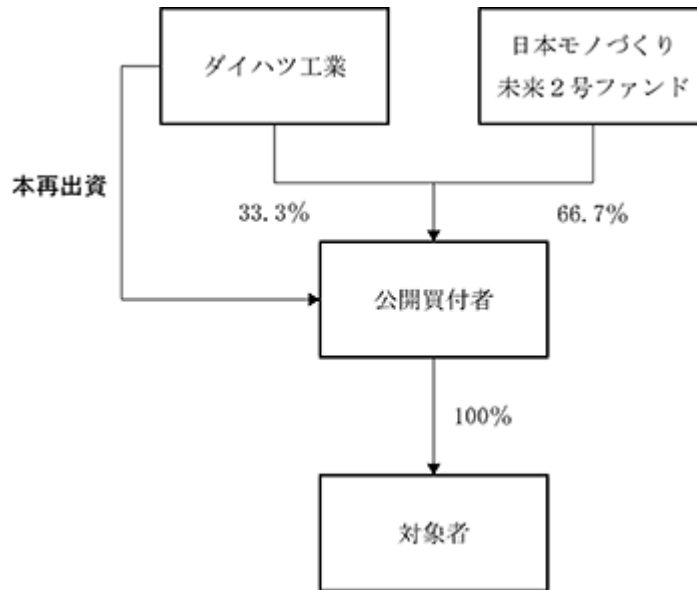
対象者自己株式取得(2026年10月頃(予定))

対象者は、本資金提供により確保された資金及び既存の分配可能額を活用して、本不応募株式を取得する対象者自己株式取得を実施。なお、対象者自己株式取得における自己株式取得の対価は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの検討結果を踏まえて、仮にダイハツ工業が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と対象者自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額と同額となる金額を基準として、対象者株式1株当たり5,627円を予定。



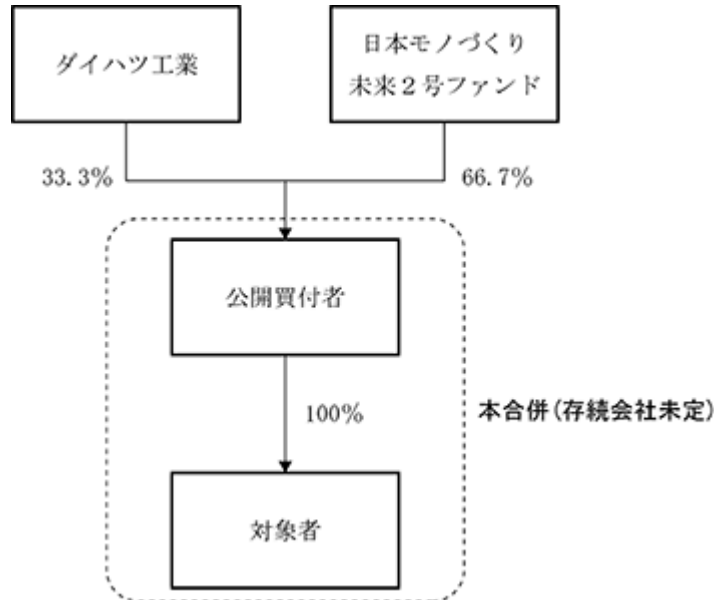
本再出資(2026年10月頃(予定))

ダイハツ工業は、対象者自己株式取得後に、公開買付者に対して、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業の出資割合が66.7%及び33.3%となるよう本再出資を実施。なお、本再出資におけるダイハツ工業による公開買付者の普通株式1株当たりの払込価額を決定する前提となる対象者株式の評価は、本公開買付価格と同一の価格である7,600円(ただし、本株式併合における対象者株式の併合の割合に基づき形式的な調整を行う予定です。)にする予定。



本合併(実施時期未定)

本取引の完了後、公開買付者及び対象者は、本合併を行う予定。



(2) 【公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針】

公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本取引後の経営方針は、以下のとおりです。なお、以下の記載のうち対象者に関する記述は、対象者が公表した情報、対象者プレスリリース及び対象者から受けた説明、ダイハツ工業に関する記述は、ダイハツ工業から受けた説明に基づくものです。

【公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程】

()対象者を取り巻く経営環境

対象者は、1916年5月、大阪市此花区において後藤鍛工所として創業したとのことです。その後、1943年8月に後藤鍛工株式会社へ改組し、本格的に型鍛造事業に取り組みながら事業拡大を進めてきたとのことです。1962年11月には株式会社大阪証券取引所(以下「大阪証券取引所」といいます。)市場第二部へ上場し、1964年には滋賀県草津市に滋賀工場(現本社工場)を新設するなど事業基盤の拡充を図ってきたとのことです。1991年10月には商号を株式会社メタルアートへ変更し、鍛造技術を中核とする精密部品メーカーとして事業を展開してきたとのことです。また、対象者は、2013年7月には東京証券取引所と大阪証券取引所の統合に伴い、東京証券取引所市場第二部に上場したとのことです。さらに、2013年にはインドネシアに現地法人PT.METALART ASTRA INDONESIA(以下「MAI」といいます。)を設立し海外展開を進めるとともに、2022年4月には東京証券取引所の市場区分見直しに伴い、東京証券取引所スタンダード市場へ移行し、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に対象者株式を上場しているとのことです。近年においては、新たな挑戦として、2023年11月に自動車の電動化に対応したモータコア工場を新設するなど、更なる事業領域への拡大にも取り組んでいるとのことです。

対象者のグループは、本書提出日現在、対象者及び連結子会社2社(以下、これらを総称して「対象者グループ」といいます。)により構成され、主として自動車及び建設機械、産業機械向けの精密型打鍛造品の製造・販売を中心とした事業を展開しているとのことです。対象者グループは、鍛造事業を基軸に機械加工及び熱処理までを一貫して行う生産体制を構築しており、完成品として顧客へ提供できる体制を強みとしているとのことです。また、海外においてはインドネシアに生産拠点を有し、アセアン市場への供給体制を整備しているとのことです。

対象者グループの主な事業の概要は以下のとおりとのことです。

(a)鍛工品関連事業

主に自動車及び建設機械向けの精密型打鍛造品の製造及び販売を行っており、対象者においては鍛造及び機械加工までの一貫生産を行うとともに、対象者のインドネシア子会社であるMAIにおいてアセアン市場向け鍛造品の製造及び販売を行っているとのことです。

(b)その他事業

対象者の国内子会社において、農産物の生産・販売等の新規事業にも取り組んでおり、地域との共生を図りながら新たな事業分野の開拓を進めているとのことです。

対象者は、「常に新たな価値を生み出しお客様の感動を創造します。」「革新的なものづくりを通じて社会の発展に貢献します。」「リスクを恐れず挑戦し成長する喜びを共感します。」という経営理念のもと、鍛造技術を核としたものづくりを通じて社会に貢献する企業を目指しているとのことです。

対象者グループを取り巻く経営環境は、短期的には、国内において雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復などを背景に景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、エネルギー価格の変動や円安に伴う物価上昇の影響などにより、先行き不透明な状況が続いているとのことです。海外においても、欧州の景気減速、中国経済の回復の遅れ、地政学的リスクの高まり等により世界経済全体として不確実性が高い状況にあると、対象者としては認識しているとのことです。

さらに、中長期的には、自動車業界におけるカーボンニュートラル実現に向けた動きの加速に伴い、電動化の進展等による産業構造の変化が進展しているほか、日本国内においては少子高齢化の進展に伴う市場縮小や生産年齢人口の減少による人材確保の難化など、事業環境は大きな転換期を迎えていると、対象者としては認識しているとのことです。

このような事業環境の変化に対応するため、対象者グループは2030年を見据えた長期ビジョンとして2019年3月期に「2030年グループビジョン」を策定し、「ダントツものづくりのグローバル企業」「新規事業を創出し大変革に対応できる企業」「地域貢献活動を通じ地域に愛される企業」を目指す姿として掲げているとのことです。また、「ワクワクする会社になろう!」をスローガンとして、下記4つの戦略を柱に各種施策を推進しているとのことです。

- 1) マーケティング戦略 ~新たな価値の創出~
 - ・新商品・新事業の創出とその具現化
 - ・収益性に重点を置いた中長期販売戦略の実行
 - ・海外ビジネスモデルの完成と次期戦略実行
- 2) ものづくり戦略 ~技能伝承とデジタル技術の融合~
 - <基盤>
 - ・マーケティング戦略と連動したロードマップ実行
 - ・AI導入と産学連携
 - ・人員適正化
 - <現場力>
 - ・ICT活用による効率化
 - ・TQM、TPM活動をベースとした全員参加の競争力向上活動
 - <開発力>
 - ・オンリーワン商品を生み出す先行開発強化
 - ・IoTを活用したDE進化
- 3) ひとづくり戦略 ~原点に帰ったひとづくり・文化づくり~
 - ・経営理念、メタルアートウェイ、行動指針の浸透
 - ・タフ&マルチ、グローバル人材の育成
 - ・スペシャリスト人材の育成
 - ・従業員のためのしあわせづくり活動
- 4) コトづくり戦略 ~地域貢献を積極的に推進~
 - ・地域密着活動の参画・企画
 - ・環境負荷低減

これらの戦略の下、対象者グループは、新商品・新事業の創出、デジタル技術を活用した生産性向上、グローバル人材の育成、地域社会との共生などに取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しているとのことです。

()スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程

SATMが無限責任組合員を務める日本モノづくり未来2号ファンドは、日本における高い技術・技能を維持し、モノづくりの力を今後も発展させていくために、優れた技術・人財・サービスを有する国内のモノづくり企業に投資し、企業の持続的な成長を通じて、日本のモノづくりの発展に寄与することを目的として設立されました。スパークスは、ファンドの理念に合致する投資候補先を探索する中で、対象者は、軽自動車・小型商用車業界(以下「本業界」といいます。)における圧倒的競争力を確立し、本業界の鍛造部品トップサプライヤーとして確固たる地位を築いていると考えられるものの、脱炭素化等の流れにより本業界を含む自動車業界のビジネスは大きな変革期にある中では、戦略的な資源配分による既存の鍛工品関連領域の深化並びに新規領域であるモータ事業(注1)の強化及び拡大が必要不可欠であること、これらを中長期的な観点から推進するためには、先行投資を機動的に実行できる体制が必要であり、上場を維持したままでは一定の制約があること、また、対象者は、既存事業における高い競争力と、環境や顧客ニーズの変化に対応した製品設計・開発力、これらを支える技術力及び人財を有すると認識しており、日本モノづくり未来2号ファンドの理念に合致したモノづくり企業であり、中長期的な成長支援により更なる企業価値向上が期待できることから、対象者株式の非公開化を通じて成長戦略の遂行を支援することが適切であると考え、対象者株式の非公開化を通じたスパークスによる経営改善のサポートを実施することで企業価値向上の余地がある企業であると2024年7月下旬に判断しました。

(注1) 「モータ事業」とは、対象者が2020年度より行っている、既存のプレス鍛造技術を応用して、主に駆動用として電動車や産業機械などに搭載されるモータ及びモータ関連部品(モータコア、モータシャフト等)の開発、製造及び販売に係る新規事業をいいます。

かかる認識の下、スパークスは、2024年8月6日に、対象者の筆頭株主であるダイハツ工業に対し、対象者株式の非公開化を通じた中長期的な企業価値向上施策を提案すると同時に、対象者への紹介を依頼しました。ダイハツ工業は、上記「()対象者を取り巻く経営環境」の下、関連会社に該当する対象者との資本関係の維持又は強化の方向性について、過去より継続的にグループ競争力強化の観点から検討していましたが、スパークスから対象者株式の非公開化を通じた中長期的な企業価値向上施策の提案を受けた後の2024年8月上旬より、対象者及びダイハツ工業双方の企業価値の最大化を目的とした中期的な事業戦略の観点からのあるべき姿の検討を本格的に進めてきたとのこと。その後、スパークスは、2024年10月22日にダイハツ工業から電子メールにより対象者の紹介を受けるとともに、対象者とスパークスとの間で2024年11月29日に面談を実施することについて打診を受け、これに応諾しました。これを受けて、スパークスは、2024年11月29日、対象者の中長期的な企業価値向上を目的とした意見交換を対象者と行いました。その後も、スパークスは、2025年3月下旬から2025年11月下旬の間に対象者との面談を4回実施し、対象者株式の非公開化を通じた対象者の企業価値向上に向けた施策について議論を行い、対象者における経営上の課題や今後の経営方針、事業戦略を認識し、改めてスパークスが中長期的成長支援を行うことで対象者の企業価値向上が期待できると判断いたしました。また、スパークスは、2025年10月中旬、ダイハツ工業との間で、対象者株式の非公開化に関する協議を行いました。ダイハツ工業は、かかる協議を通じて、脱炭素化等の流れにより本業界を含む自動車業界のビジネスは大きな変革期にある中では、戦略的な資源配分による既存の鍛工品関連領域の深化並びに新規領域であるモータ事業の強化及び拡大が必要不可欠であること、これらを中長期的な観点から推進するためには、先行投資を機動的に実行できる体制が必要であり、上場を維持したままでは一定の制約があることから、対象者株式の非公開化が対象者の企業価値向上に資する施策であると、スパークスと同様の認識を持つことになり、対象者が本業界において重要な地位を有し、ダイハツ工業にとってもサプライチェーン上の重要なステークホルダーであると考えられることから、本取引後においても、主要取引先としてのみならず株主としても対象者に継続的に関与することは、対象者の中長期的な企業価値向上に資するのみならず、ダイハツ工業の自動車事業の継続的な維持及び発展にも寄与するものであるとの認識に至り、対象者株式の非公開化が行われる場合には、本取引前と同程度の出資比率に相当する対象者株式を継続的に保有する意向を有するに至ったとのこと。

かかる対象者との協議を通じ、スパークスは、2025年12月上旬、以下の考えに至りました。まず、自動車業界は100年に一度といわれる大変革期にあり、世界的な脱炭素化(CN)の流れやCASE(コネクテッド、自動化、シェアリング、電動化)時代においてOEM(注2)をピラミッドの頂点とした自動車ビジネスが変化する中で、軽自動車・小型商用車等の鍛造部品サプライヤーである対象者グループを始めとするサプライヤーは、目指すビジョンを明確化した上での経営変革の必要性に直面していることに加えて、CN達成に向け、パワートレイン(注3)の選択肢が広がりつつある中で内燃機関関連部品の需要が減少することから、過去と同様の内燃機関関連部品の数量的拡大を前提とした経営は困難であると認識しました。そのような事業環境の中で、対象者グループは、モノづくり現場の創意工夫や開発・設計部門の挑戦によって、既存部品領域における継続的な体質強化及び新規事業であるモータ事業などの新規領域の拡大の取り組みを推進しているものと認識しました。今後は、引き続き、既存事業の深化を追求しつつ、対象者特有の資産と組織能力を有効活用した新規領域の強化・拡大を、既存の枠組みに囚われずにチャレンジしていく、いわば両にらみの経営とそのための戦略的な資源配分が肝要と考えました。他方で、既存事業の深化の追求と対象者特有の資産と組織能力を有効活用した新規領域の強化・拡大の実施は、先行費用や大規模な設備投資等、相応の時間及び資金を要するものと考えられるとともに、期待する効果の発現にも相応に時間を要する可能性もあり、短期的には対象者グループの利益水準やキャッシュ・フローの悪化を招く可能性が考えられ、上場を維持したまま同様の施策を実施すれば、一時的に対象者の株価に悪影響を及ぼす可能性や配当を維持できなくなる可能性も想定されます。それ故に、対象者グループが上場を維持したままこれらの施策を実施することは、対象者株主の皆様にも過度なリスク負担を生じさせる可能性も否定できず、相応の難易度があると考えました。また、対象者グループは1962年の大阪証券取引所市場第二部への上場以来、知名度の更なる向上による優れた人材の確保、社会的な信用力の向上による取引先の拡大等、上場会社として様々なメリットを享受されてきましたが、対象者グループのブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大きいと考えられる一方、対象者グループが対象者株式の上場を維持するためには相応の負担(有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、株主からの株価に対する継続的なプレッシャー、これらに対応するための対象者グループ内の人的リソースの負担等)が必要となることから、今後も継続して対象者株式の上場を維持することのメリットは大きくないものとの考えに至りました。さらに、対象者の事業及びガバナンスにおけるダイハツ工業の役割及び重要度を総合的に勘案の上、ダイハツ工業が本取引前と同程度の出資比率に相当する対象者株式を保有し、対象者の経営への一定の関与を残すことは、対象者の事業発展・企業価値向上及びダイハツ工業の継続的な維持・発展に資するものであるとの考えにも至りました。

(注2) 「OEM」とは、完成車製造を主な事業とする、完成車メーカーのことです。

(注3) 「パワートレイン」とは、エンジン、クラッチ、変速機等のエンジンで生み出される回転力を駆動輪に伝達する仕組みのことです。

上記検討を踏まえ、スパークスは、2025年12月5日付で、対象者に対して、本取引の意向がある旨を記載した法的拘束力を有さない初期的な提案書(以下「本初期的提案書」といいます。)を提出いたしました。スパークスは、本初期的提案書において、日本モノづくり未来2号ファンドが出資する公開買付者による対象者株式に対する公開買付け及びその後の本スクイーズアウト手続を通じた対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)の取得、本不応募株式の対象者による自己株式としての取得、並びにダイハツ工業から公開買付者に対する本再出資により、日本モノづくり未来2号ファンドが公開買付者を通じて対象者株式の3分の2以上を所有することとなる取引スキームを提案いたしました。その後、2025年12月9日、対象者より本取引に関してスパークスとの間で協議を開始することについて、同日開催の対象者取締役会で承認されたとの連絡を受けました。また、対象者株式の非公開化に係る取引スキーム、本公開買付価格及び対象者自己株式取得価格、並びに本三者間契約書及び本二者間契約書の条件の詳細について、対象者及びダイハツ工業との間で具体的な検討を行うため、スパークスは、同日、スパークス、対象者及びダイハツ工業との三者間で、秘密保持契約を締結いたしました。

また、スパークスは、2025年11月27日、スパークスグループ、公開買付者、対象者及びダイハツ工業から独立したリーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所・外国法共同事業(以下「西村あさひ」といいます。)を、2025年12月9日、ファイナンシャル・アドバイザーとして野村證券株式会社(以下「野村證券」といいます。)を選任の上、本取引に関する具体的な検討を開始しました。その後、スパークスは、2026年1月下旬から2026年4月下旬までの間、本取引の実現可能性の精査のため、対象者グループに対するデュー・ディリジェンス(以下「本デュー・ディリジェンス」といいます。)や対象者の経営陣との面談を実施いたしました。本デュー・ディリジェンス、対象者の経営陣との面談及び対象者の滋賀・宮崎・インドネシアの製造拠点への現地訪問等の各種分析を通じて、スパークスは、2026年4月上旬、スパークスの(投資先を含む)事業会社のネットワーク及びスパークスの投資実績に基づく知見を最大限活用することで、対象者における更なる生産性の向上の支援や、新たな技術力獲得、人材獲得等による各事業の事業競争力強化により、更なる企業価値向上に貢献することができると判断するに至りました。

このような検討の結果等を踏まえ、2026年4月13日、スパークスは対象者に対して、本デュー・ディリジェンス、対象者の事業計画、市場株価の動向並びにスパークスにおける対象者株式の試算結果及びスパークスの投資リターンに対する責任の観点から、対象者が2026年3月期は公表済みの配当予想どおりの期末配当(1株当たり75円)を行い、2027年3月期の配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を6,500円(提案の前営業日である2026年4月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,150円に対して26.21%(小数点以下第三位を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。)、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,106円(円未満を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同じです。))に対して27.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,365円に対して21.16%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,019円に対して29.51%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を4,863円とする旨の提案を行いました。これに対して、スパークスは、2026年4月18日に、本特別委員会(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「()検討体制の構築の経緯」において定義します。以下同じです。)から、当該提案価格は、対象者の本源的価値や近時の他社事例におけるプレミアム水準(近時の他社事例におけるプレミアム水準については、下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「()判断内容」の(b)に記載の、近時の他社事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値(順に41.48%、42.85%、45.33%、47.35%)と同等のプレミアム水準をいいます。以下同じです。)に照らし、対象者の一般株主の利益に配慮したもとはいえないとの考えから、本事業計画(下記「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「()検討・交渉の経緯」において定義します。)の計画期間以降に想定される対象者のインドネシア子会社であるMAIの新規事業(MAIにおけるモータ事業を指します。以下同じです。)に係る将来的な利益も考慮した上で本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

本特別委員会からの要請を受けて、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて慎重に検討を行い、2026年4月21日、対象者に対して、対象者が2026年3月期は公表済みの配当予想どおりの期末配当(1株当たり75円)を行い、2027年3月期の配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を6,750円(提案の前営業日である2026年4月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,200円に対して29.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,113円に対して32.02%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,332円に対して26.59%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,071円に対して33.11%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を5,037円とする旨の提案を行いました。これに対して、スパークスは、2026年4月22日に、本特別委員会から、当該提案価格は、対象者のインドネシア子会社であるMAIの新規事業から想定される将来的な利益等に基づく対象者の本源的価値や近時の他社事例におけるプレミアム水準に照らすと、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の一般株主にとって適切に分配された価格と判断し得る水準から、依然として大きく乖離しているとの考えから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

本特別委員会からの要請を受けて、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて慎重に検討を行い、2026年4月24日、対象者に対して、対象者が2026年3月期は公表済みの配当予想どおりの期末配当(1株当たり75円)を行い、2027年3月期の配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を7,500円(提案の前営業日である2026年4月23日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,090円に対して47.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,128円に対して46.26%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,307円に対して41.32%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,100円に対して47.06%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を5,558円とする旨の提案を行いました。これに対して、スパークスは、2026年4月29日に、本特別委員会から、当該提案価格は、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関である株式会社KPMGFAS(以下「KPMG」といいます。)による対象者株式の株式価値の2026年4月24日時点における試算結果、近時の他社事例におけるプレミアム水準等を踏まえると、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の一般株主にとって適切に分配された価格と判断し得る水準であると十分に評価することができないとの考えから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を受けました。

本特別委員会からの要請を受けて、スパークスは本公開買付価格の引き上げについて慎重に検討を行い、2026年5月7日、対象者に対して、対象者が2026年3月期は公表済みの配当予想どおりの期末配当(1株当たり75円)を行い、2027年3月期の配当を行わないことを前提に、本公開買付価格を7,600円(提案の前営業日である2026年5月1日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,060円に対して50.20%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,133円に対して48.06%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,270円に対して44.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,149円に対して47.60%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を5,627円とする旨の最終の提案を行いました。

これに対して、スパークスは、2026年5月12日に、本特別委員会から、(a)本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b)本公開買付価格については、()市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、()ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」といいます。)に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c)本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる対象者株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、対象者自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を受けました。

なお、スパークスは、ダイハツ工業との間で、2025年12月16日、本取引の実施に向けた本二者間契約書の締結に向けた協議を、また、ダイハツ工業及び対象者との間で、本取引の実施に向けた本三者間契約書の締結に向けた協議を開始いたしました。また、スパークスは、ゴーシューとの間で、2026年4月28日に秘密保持契約を締結し、同日、本応募契約の締結に向けた協議を開始いたしました。その後、2026年5月14日に本公開買付価格を7,600円とすることを含む本応募契約の締結について合意に至りました。

以上の経緯を経て、公開買付者は、2026年5月14日付で、ダイハツ工業との間で本二者間契約書を、ダイハツ工業及び対象者との間で本三者間契約書を、ゴーシューとの間で本応募契約を締結し、本公開買付価格を7,600円、対象者自己株式取得価格を5,627円とし、本取引の一環として本公開買付けを開始することを決定いたしました。

【買付け等の価格の算定の経緯及び基礎】**()買付け等の価格の算定の基礎**

スパークスは、本公開買付価格を決定するに際して、対象者が開示している有価証券報告書及び決算短信の財務情報等の資料、対象者に対して実施した本デュー・ディリジェンスの結果等を踏まえ、対象者の事業及び財務状況を多面的かつ総合的に分析いたしました。また、スパークスは、対象者株式が金融商品取引所を通じて取引されていることに鑑みて、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円を参考にいたしました。

スパークスは、対象者による本公開買付けへの賛同の可否及び本公開買付けの成立の見通しを総合的に勘案し、かつ対象者との協議・交渉を経て本公開買付価格を決定しており、第三者算定機関から株式価値算定書は取得しておりません。

本公開買付価格7,600円は、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円に対して51.39%、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円に対して48.35%、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円に対して46.13%、直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円に対して46.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。また、本公開買付価格7,600円は、本書提出日の前営業日である2026年5月14日の対象者株式の終値である5,480円に対して38.69%のプレミアムを加えた価格となります。

()買付け等の価格の算定の経緯

上記の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「()スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」をご参照ください。

【対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

() 検討体制の構築の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、上記「 公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」の「() スパークス及び公開買付者、対象者並びにダイハツ工業との協議、公開買付者による意思決定の過程」に記載のとおり、2025年12月5日、スパークスから本初期的提案書を受領したことから、スパークスグループとの間で協議を開始することについて、2025年12月9日開催の取締役会において承認し、同日、その旨をスパークスに対して連絡の上、本取引に関する検討並びにスパークスグループ及びダイハツ工業との協議及び交渉を行うプロジェクトチーム(対象者の代表取締役社長である友岡正明氏、取締役である福本照久氏、常勤監査役である溝井辰雄氏、執行役員である竹村好正氏、宇野章氏、中川潤二氏、その他職員8名の合計14名からなる検討チーム)を設置し、そのメンバーは、スパークスグループ及びダイハツ工業の役職員を兼務しておらず、かつ過去にスパークスグループ及びダイハツ工業の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。なお、対象者の取締役である戸村一弥氏については、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ること、また、社外監査役である山川剛司氏については、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための対象者内の体制に一切参加していないとのことです。

その後、本取引の実施の是非等を含めて検討を開始するため、2026年1月7日開催の取締役会において、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者から独立したリーガル・アドバイザーとして長島・大野・常松法律事務所(以下「長島・大野・常松」といいます。)を、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてKPMGをそれぞれ選任したとのことです。なお、KPMGは、本取引の成否にかかわらず、KPMGのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのサービスに対する固定額の報酬を受領する予定とのことです。

また、対象者は、本書提出日現在において、スパークス、SATM、日本モノづくり未来2号ファンド及び公開買付者は対象者株式を所有していないため、本公開買付けは支配株主による公開買付け及びその他の関係会社等による公開買付けには該当せず、また、本取引において対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本公開買付けを含む本取引は、マネジメント・バイアウト(以下「MBO」といいます。)(注)に該当しないものの、本取引が対象者株式を非公開化することを目的としており対象者の一般株主に大きな影響を与えること、及び 対象者の主要株主であり、かつ対象者のその他の関係会社であるダイハツ工業が本取引後も対象者のその他の関係会社として残存することが予定されていることから、本公開買付けはMBO等に準ずる行為に該当するため、ダイハツ工業と対象者の一般株主の利益が必ずしも一致しない可能性があること等を踏まえて、本公開買付けの公正性の担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、長島・大野・常松の助言を踏まえ、スパークスグループ及びダイハツ工業から独立した立場で、対象者の企業価値の向上及び対象者の一般株主の皆様の利益の確保の観点から本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の構築を開始したとのことです。具体的には、2026年1月7日開催の取締役会決議に基づき、対象者の独立役員である大石悠人氏(対象者社外取締役)、荻野奈緒氏(対象者社外取締役)、村松千左子氏(対象者社外監査役)の3名によって構成される、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者並びに本取引の成否から独立した特別委員会(以下「本特別委員会」といいます。)を設置したとのことです(本特別委員会に付与された権限、並びに検討の経緯及び判断内容については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)。なお、本特別委員会の委員長には本特別委員会の委員の互選により、大石悠人氏が就任しており、本特別委員会の委員は設置当初より変更していないとのことです。また、社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、本取引に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、特別委員会の委員として選任していないとのことです。

(注) 「マネジメント・バイアウト(MBO)」とは、公開買付者が公開買付対象者の役員との合意に基づき公開買付けを行うものであって公開買付対象者役員と利益を共通にするものである取引をいいます。

また、対象者は、対象者のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGについて、本取引との関係で各自の独立性・専門性に関して問題がないことを確認の上、本特別委員会より、その選任の承認を得ているとのことです。

さらに、対象者は、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおり、公開買付者から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲(具体的な範囲は下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した検討体制の構築」に記載のとおりです。)を含みます。)を対象者の社内に構築するとともに、かかる検討体制に独立性・公正性の観点から問題がないことについて本特別委員会の承認を受けているとのことです。

() 検討・交渉の経緯

対象者は、2025年12月5日にスパークスより本初期的提案書を受領して以降、上記「() 検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制を構築した上で、長島・大野・常松及びKPMGの助言を受けながら、本取引の意義及び目的等を踏まえながら、スパークスとの間で複数回にわたる協議・交渉を重ねた上で、本取引の実行の是非並びに本公開買付価格及び対象者自己株式取得価格の妥当性について検討してきたとのことです。

具体的には、対象者は、本初期的提案書を受領後である2026年1月27日に、2026年3月期から2031年3月期までの事業計画(以下「本事業計画」といいます。)をスパークスに対して開示し、その後、対象者のインドネシア子会社であるMAIの新規事業について、当該新規事業の立ち上がり後は対象者連結売上に対して10%から15%の売上が見込まれ、対象者グループの事業に対する影響が大きいと考えたことから、MAIの新規事業に係る将来的な利益を対象者株式の株式価値の算定において考慮することが合理的であるという考えに基づき、2026年4月15日に、MAIの新規事業に係る2032年3月期から2045年3月期までの事業計画(以下「本インドネシア新規事業計画」といいます。)をスパークスに対して開示したとのことです。なお、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画については、本特別委員会が、上記「() 検討体制の構築の経緯」に記載の検討体制の下で作成されていることを確認するとともに、その内容及び重要な前提条件及び作成経緯等の合理性について確認の上、承認しているとのことです。また、本特別委員会は、2026年2月25日及び同月26日に、スパークス及びダイハツ工業のそれぞれに対して、本取引の意義・背景、本取引の条件、本取引後の経営方針等に関する質問事項を送付し、同年3月6日及び同月10日に、それぞれから各質問に対する書面による回答を受領したとのことです。その上で、本特別委員会は、同年3月13日及び同月17日に、スパークス及びダイハツ工業に対してそれぞれインタビューを実施し、上記の質問事項についての説明を受け、これに対する質疑応答を行ったとのことです。さらに、本特別委員会は、同月30日、対象者に対してインタビューを実施し、本取引の意義・背景、本取引が対象者に与える影響、対象者の経営に関する現状認識等についての説明を受け、これに対する質疑応答を行ったとのことです。

本公開買付価格の交渉については、対象者は、2026年4月13日に、スパークスから、本デュー・ディリジェンス、本事業計画、市場株価の動向並びにスパークスにおける対象者株式の試算結果及びスパークスの投資リターンに対する責任の観点から、対象者が2026年3月期は公表済みの配当予想どおりの期末配当(1株当たり75円)を行い、2027年3月期の配当を行わないことを前提として、本公開買付価格を6,500円(提案日の前営業日である2026年4月10日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,150円に対して26.21%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,106円に対して27.30%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,365円に対して21.16%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,019円に対して29.51%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を4,863円とする旨の提案を受領したとのことです。

これを受け、本特別委員会は、2026年4月18日に、スパークスに対して、当該提案価格は、対象者の本源的価値や近時の他社事例におけるプレミアム水準に照らし、対象者の一般株主の利益に配慮したもとはいえないとの考えから、本事業計画の計画期間以降に想定される対象者のインドネシア子会社であるMAIの新規事業に係る将来的な利益も考慮した上での本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行ったとのことです。

その後、対象者は、2026年4月21日に、スパークスから、本公開買付価格を6,750円(提案日の前営業日である2026年4月20日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,200円に対して29.81%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,113円に対して32.02%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,332円に対して26.59%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,071円に対して33.11%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を5,037円とする旨の提案を受領したとのことです。これを受け、本特別委員会は、2026年4月22日に、スパークスに対して、当該提案価格は、対象者のインドネシア子会社であるMAIの新規事業から想定される将来的な利益等に基づく対象者の本源的価値や近時の他社事例におけるプレミアム水準に照らすと、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の一般株主にとって適切に分配された価格と判断し得る水準から、依然として大きく乖離しているとの考えから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行ったとのことです。

その後、対象者は、2026年4月24日に、スパークスから、本公開買付価格を7,500円(提案日の前営業日である2026年4月23日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,090円に対して47.35%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,128円に対して46.26%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,307円に対して41.32%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,100円に対して47.06%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を5,558円とする旨の提案を受領したとのことです。これを受け、本特別委員会は、2026年4月29日に、スパークスに対して、当該提案価格は、対象者の第三者算定機関であるKPMGによる対象者株式の株式価値の2026年4月24日時点における試算結果、近時の他社事例におけるプレミアム水準等を踏まえると、本取引の実行により将来的に実現することが期待される価値のしかるべき部分が対象者の一般株主にとって適切に分配された価格と判断し得る水準であると十分に評価することができないとの考えから、本公開買付価格の再検討を要請する旨の回答を行ったとのことです。

その後、対象者は、2026年5月7日に、スパークスから、本公開買付価格を7,600円(提案日の前営業日である2026年5月1日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,060円に対して50.20%、同日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値5,133円に対して48.06%、同過去3ヶ月間の終値単純平均値5,270円に対して44.21%、同過去6ヶ月間の終値単純平均値5,149円に対して47.60%のプレミアム)、対象者自己株式取得価格を5,627円とする旨の最終の提案を受領したとのことです。

これを受け、本特別委員会は、(a)本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められること、(b)本公開買付価格については、()市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、()DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であり、一定の合理的な水準にあると評価できること、(c)本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準と比べても、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準と評価できること等を踏まえ、スパークスに対して、2026年5月12日に、対象者のファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGによる対象者株式に係る株式価値の算定結果等に照らして慎重に協議・検討した結果、最終的な対象者の意思決定は本特別委員会の答申を踏まえた上で2026年5月14日開催予定の対象者取締役会の決議によることを前提として、本公開買付価格を7,600円、対象者自己株式取得価格を5,627円とする旨の提案を応諾する旨の回答を行ったとのことです。

()判断内容

以上の経緯の下で、対象者は、長島・大野・常松から受けた法的助言、KPMGから受けた助言及びKPMGから提出を受けた2026年5月13日付の対象者株式に係る株式価値算定書(以下「対象者株式価値算定書」といいます。)の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出を受けた2026年5月14日付答申書(以下「本答申書」といいます。なお、本答申書の概要については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」をご参照ください。)において示された本特別委員会の判断内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引が対象者の企業価値の向上に資するか否か及び本公開買付け価格を含む本取引に係る取引条件が公正なものか否か等について、慎重に検討・協議を行ったとのことです。

その結果、対象者は、2026年5月14日に開催された対象者の取締役会において、以下の点等を踏まえると、本取引を通じて公開買付け者の完全子会社となることが、対象者の企業価値の向上に資するものであると考えるに至ったとのことです。

1. 新規事業における顧客基盤拡大

スパークスグループの既存投資先を通じた販路拡大の支援を受けることで競争力の向上につながると考えているとのことです。例として、スパークスグループの既存投資先との協業を通じて、商用車領域も見据えたモータ事業の展開の検討に繋げることができるものと考えているとのことです。

2. 外部リソース活用を含む成長戦略の具体化

スパークスグループは、対象者において不足しているM&Aや資本業務提携の実務知見に加え、投資先ネットワーク、外部企業との接点、さらにはベンチャーキャピタルを含む幅広いネットワークを有しており、対象者にとって有効な外部リソース活用の選択肢を具体化していくことが可能と考えているとのことです。例として、アッセンブリ化に向けて不足する機能の洗い出し、候補先企業の抽出、シナジー仮説の整理、優先順位付け、初期的なアプローチ支援に加え、必要に応じてM&Aや資本業務提携におけるデュー・ディリジェンス等の実行プロセスの支援を提供することができるものと考えているとのことです。さらに、M&Aに限らず、技術提携、共同開発、マイノリティ出資なども含めて柔軟に検討することで、対象者にとって現実的、かつ、実効性の高い成長手段を共に描いていくことができるものと考えているとのことです。

3. 生産技術・技能の可視化と継承

スパークスグループが有するDXに関する知見や外部専門人材とのネットワークを活用しながら、対象者が有する高度な生産技術・技能を、現場改善と技能継承の双方に資する形で可視化・標準化していく取り組みができるものと考えているとのことです。例として、熟練した技術者の作業条件や判断基準を整理し、設備データや加工条件と紐付けて蓄積する仕組みづくりや、設備保全・品質管理・加工ノウハウを横断して見える化する枠組みの検討などができるものと考えているとのことです。

4. DXを活用した業務変革と新規事業基盤の強化

スパークスグループが有するDXに関する知見を活用することで、既存事業・新規事業の双方を見据えながら、DXを個別施策の寄せ集めではなく、業務変革と事業成長の基盤整備として位置付け、優先順位を持って推進していくことが可能と考えているとのことです。例として、設備保全領域では停止要因や保全履歴のデータ化を通じた予防保全の高度化、新規事業領域では試作・評価・量産移行に関する知見の蓄積と再利用の仕組みづくりなどが可能となるものと考えているとのことです。また、モータ事業をはじめとする新規事業において、案件ごとの知見を次案件に活かせる形で整理することで、開発効率の向上、品質安定化、事業拡大にもつなげていけるものと考えているとのことです。

また、本取引に伴うメリットとして、対象者は、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、監査費用のほか、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となるとのことです。

なお、本取引に伴い生じ得るデメリットとしては、エクイティ・ファイナンスによる資金調達が困難となる可能性、外部牽制機会の減少によるガバナンスの規律の低下の懸念、効率的な人材の確保が困難となる可能性、取引先や従業員との関係におけるネガティブな影響の懸念、経営の自由度への影響の懸念、事業の分離・撤退・譲渡等事業の縮小・撤退の懸念、及び本取引に係るLB0ローン(以下において定義します。)による財務・事業面での負担や制限等が挙げられるとのことです。しかしながら、については、対象者においては、1990年の新規上場以降、2006年のダイハツ工業への第三者割当増資を除き、公募増資等のエクイティ・ファイナンスによる資金調達を実施しておらず、また、負債に比してコストの高い資本市場におけるエクイティ・ファイナンスの活用による資金調達を実施する必要性は高くないため、対象者株式の非公開化による影響はないと想定されること、については、スパークスグループとしては、ガバナンスとは、会社が、株主を始め顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みであり、企業価値の向上・ステークホルダーからの信頼の獲得・不祥事の防止がその目的の一つであると理解しているところ、スパークスグループが対象者株式を非公開化したとしても、その論理は変わることはなく、スパークスグループがダイハツ工業と連携の上、対象者の企業価値の向上を目指す観点においても引き続きガバナンスを強化していくことが重要だと考えており、また、ダイハツ工業としても、本取引後も必要十分なコンプライアンス体制については適切に維持することを想定しており、ダイハツ工業の親会社であるトヨタ自動車株式会社の企業集団として、必要に応じてダイハツ工業からもガバナンスに関する支援を行う想定であるため、対象者株式の非公開化による影響は限定的であること、については、対象者株式の上場廃止に伴い、対象者は、上場企業であることを訴求とした採用活動は実施できなくなるものの、対象者のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大いと考えられ、むしろ、本取引後は、ダイハツ工業の企業グループ(その親会社であるトヨタ自動車株式会社を含みます。)に加えてスパークスグループの知名度の活用による効率的な人材の確保が可能であることを踏まえると、対象者株式の上場廃止が効率的な人材の確保に影響を及ぼす可能性は限定的な水準にとどまること、については、対象者のブランド力や信用力は事業活動を通じて維持・獲得される部分が大いと考えられ、対象者株式の上場廃止が取引先や従業員との関係でネガティブな影響を及ぼす可能性は限定的であること、については、本書提出日現在、対象者に対しては、上場会社として相応の負担(有価証券報告書等の継続的な情報開示に要する費用、株主総会の運営や株主名簿管理人への事務委託に要する費用、株主からの株価に対する継続的なプレッシャー、これらに対応するための対象者グループ内の人的リソースの負担等)がかかっており、対象者株式の非公開化によりこれらの制約を排することで、対象者が短期的な業績にとらわれず中長期的な視点に立脚した成長戦略の実現を目指すことができるため、経営の自由度はむしろ増すものと考えられること、については、スパークスグループ及びダイハツ工業から、現時点で具体的に予定しているものはないという説明を受けていること、については、公開買付者は、本公開買付けの決済資金等を金融機関からの借入れ(以下「LB0ローン」という。)により賄うこと、及び、本取引の完了後に、対象者との間で吸収合併を実施することを予定しているため、実質的には対象者がLB0ローンの返済を負担することによる対象者の財務及び事業への負担が見込まれるところ、スパークスグループとしては、LB0ローンに係る返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、対象者の事業運営及び対象者グループにおいて将来想定されている投資に影響を与えないよう、対象者のキャッシュ・フローや財務状況を考慮して調達することを想定しており、対象者としても、スパークスグループの回答を前提とすれば、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、対象者の事業運営に影響を与えるものではないと考えていることから、本取引に伴い生じ得るデメリットは限定的であると考えているとのことです。

さらに、本取引に伴い、対象者の大株主であり、かつ、重要な取引先であるダイハツ工業が対象者自己株式取得の実施後一時的に対象者の直接の株主でなくなることが予定されておりますが、対象者としては、ダイハツ工業は、本再出資により、対象者の完全親会社となる予定の公開買付者の普通株式を保有することを通じて実質的に対象者の株主として残存し、公開買付者及び対象者が本合併を行うことで対象者の株式を直接に保有することになる想定であることを踏まえ、資本関係を含むダイハツ工業との従前の取引関係を維持しつつ、本取引後においても、ダイハツ工業から対象者の経営に対する協力・協働を期待することができると考えており、ダイハツ工業が一時的に対象者の直接の株主でなくなることが対象者の企業価値向上にとってデメリットになるものではないと考えているとのことです。

また、対象者は、以下の点から、本公開買付価格(7,600円)は対象者の一般株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、その他本公開買付けの条件は公正であることから、本公開買付けは、対象者の一般株主の皆様に対して適切なプレミアムを付した価格での合理的な対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。

- (a) 本公開買付価格が、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」の「()算定の概要」に記載のKPMGによる対象者株式の価値算定結果のうち、市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であることから、当該算定結果に照らして、一定の合理的な水準にあると評価できること
- (b) 本公開買付価格が、本公開買付けの公表日の前営業日である2026年5月13日の東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の終値5,020円に対して51.39%、過去1ヶ月間の終値単純平均値5,123円に対して48.35%、過去3ヶ月間の終値単純平均値5,201円に対して46.13%、過去6ヶ月間の終値単純平均値5,204円に対して46.04%のプレミアムをそれぞれ加えた価格であり、近時の他社事例におけるプレミアム水準(注1)と比較すると、当該事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間及び直近3ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値に対しては上回っており、他方で、当該事例における直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値のみが下回っているものの、その乖離幅は1.31%と小さいと評価できることを踏まえれば、遜色のない水準であること
- (注1) 他社事例におけるプレミアム水準につき、経済産業省が「企業買収における行動指針」を公表した2023年8月31日以降、2026年4月30日までの間に公表し成立した国内の上場会社に対する完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例(ただし、MBO案件、エンプロイヤー・バイアウト(EBO)(注2)案件、二段階買収案件のうち特定の株主からの株式取得案件、対象会社がREIT及びTOKYO PRO Marketに上場している案件を除く。)103件におけるプレミアム水準を参照した結果、これらの事例における公表日前営業日の終値、並びに直近1ヶ月間、直近3ヶ月間及び直近6ヶ月間の終値単純平均値に対するプレミアムの中央値は、順に41.48%、42.85%、45.33%、47.35%です。
- (注2) 「エンプロイヤー・バイアウト(EBO)」とは、従業員が自己の所属する会社の株式を買い取り、経営権を取得する取引をいいます。
- (c) 本公開買付価格が、対象者において、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の本公開買付価格を含む本取引に係る取引条件の公正性を担保するための措置が十分に講じられた上で、本特別委員会の実質的な関与の下、対象者とスパークスとの間で十分な交渉を重ねた結果として合意された価格であること
- (d) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「 対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得」に記載のとおり、本特別委員会から取得した本答申書において、本公開買付価格を含む本取引の取引条件の公正性が確保されていると判断されていること
- (e) 下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、本公開買付けの公正性を担保するための措置が取られており、対象者の一般株主の利益への配慮がなされていると認められること

また、本公開買付価格は、対象者の2026年3月31日現在の連結簿価純資産である29,215百万円から非支配株主持分3,179百万円を控除した、期末の連結純資産である26,036百万円を、2026年3月31日現在の自己株式控除後の発行済株式数(2,862,640株)で割ることにより算出した1株当たり純資産額9,095.16円(小数点以下第三位を四捨五入)(本公開買付価格は当該金額との比較で16.44%のディスカウント)を下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的ではないと考えているとのことです。また、仮に対象者が清算する場合にも、対象者が所有する土地建物は本社及び工場であるところ、本社及び工場の解体及び更地化に係る建屋の取り壊し費用を要すること、機械装置の大半は、カスタマイズしていることにより汎用性がないため売却が困難であることに加え、製造工程の仕掛品や製品、原材料の廃棄等を考慮すると、連結簿価純資産額と同額で換価されるものではなく、現実的には相当程度毀損された金額となることが見込まれるとのことです。加えて、対象者の清算を行う場合、企業の清算に伴い、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者株主に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には連結簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることが想定されるとのことです。なお、対象者は、清算を予定していないことから、清算を前提とする見積書の取得までは行っておらず、本公開買付価格が、具体的な検討を経て概算された想定清算コストを勘案して算出される想定清算価値を上回っていることの確認までは行っていないとのことです。

以上より、対象者は、本取引が対象者の企業価値の向上に資するものであるとともに、本公開買付価格は対象者の株主の皆様が享受すべき利益が確保された公正な価格であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。

なお、当該取締役会の意思決定過程の詳細については、下記「(3) 公開買付けの公正性を担保するための措置」の「対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見」をご参照ください。

【公開買付け後の経営方針】

スパークスは、本取引の完了後においては、国内外の企業等への投資経験を基に、対象者グループの経営リソースが不足している領域を中心に、スパークスグループ及びその投資先ネットワークの投資実績に基づく知見を最大限活用し、対象者の更なる企業価値向上に資する支援を実施する予定です。かかる経営リソースの不足領域は現状は未定であり、今後、対象者との協議を通じて具体化する予定です。

具体的には、スパークスのネットワークの活用及び既存投資先との協業を通じてシナジーを創出することで新規事業における顧客基盤を拡大することや新しいビジネス領域への進出に向けた成長戦略の策定及び実行の支援、追加的なM&Aや提携の実現に向けた支援、既存事業や新規事業の利益率の改善のため、生産技術の可視化及び継承に資する取り組み並びにDXを活用した業務変革等を検討しております。

なお、その他の経営体制、経営方針等については現時点で決定・想定しているものではなく、本公開買付けの成立後に、スパークス、ダイハツ工業及び対象者との間で協議・検討していく予定ですが、原則として対象者の経営の自主性を維持・尊重し、現在の経営体制を維持することを予定しております。また、対象者の従業員については、本公開買付け後も原則として現在の雇用条件を維持することを予定しております。

(3) 【公開買付けの公正性を担保するための措置】

本書提出日現在、スパークス、SATM、日本モノづくり未来2号ファンド及び公開買付者は、対象者株式を所有しておらず、本公開買付けは支配株主による公開買付け及びその他の関係会社等による公開買付けには該当しません。また、本取引において対象者の経営陣の全部又は一部が公開買付者に直接又は間接に出資することも予定されていないため、本公開買付けを含む本取引は、MB0にも該当いたしません。

もつとも、本取引が対象者株式を非公開化することを目的としており対象者の一般株主に大きな影響を与えること、及び対象者の主要株主であり、かつ対象者のその他の関係会社であるダイハツ工業が本取引後も対象者のその他の関係会社と残存することが予定されていることから、本公開買付はMBO等に準ずる行為に該当するため、ダイハツ工業と対象者の一般株主の利益が必ずしも一致しない可能性があることを踏まえ、本公開買付けの公正性を担保、本公開買付けの実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付けを含む本取引の公正性を担保するため、以下のような措置を講じました。

なお、公開買付者は、本公開買付けにおいて、いわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けによる対象者株式の売却を希望する対象者の一般株主の皆様利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて、「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定していませんが、公開買付者及び対象者において、以下の措置をそれぞれ実施していることから、公開買付者としては、対象者の一般株主の皆様利益には十分な配慮がなされていると考えております。

なお、以下の記載のうち、対象者において実施した措置については、対象者から受けた説明に基づくものです。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

()算定機関の名称並びに対象者及び公開買付者との関係

対象者プレスリリースによれば、対象者は、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者のいずれからも独立した第三者算定機関として、KPMGに対して、対象者株式の株式価値の算定を依頼し、2026年5月13日付でKPMGより対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、KPMGは、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。なお、対象者は、本取引に際して実施されている他の本公開買付価格の公正性を担保するための措置並びに利益相反を回避するための措置を踏まえると、対象者の一般株主の利益には十分な配慮がなされていると考え、KPMGから本公開買付けの価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。また、KPMGは、本取引の成否にかかわらず、KPMGのファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてのサービスに対する固定額の報酬を受領する予定とのことです。

()算定の概要

KPMGは、複数の株式価値分析手法の中から対象者株式の株式価値の分析にあたって採用すべき算定手法を検討の上、対象者が継続企業であるとの前提の下、対象者株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、対象者株式が東京証券取引所スタンダード市場に上場しており市場株価が存在することから市場株価法を、比較可能な類似上場会社が複数存在し、類似上場会社の市場価値との比較において株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法を、対象者の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF法を用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の分析を行い、対象者は、2026年5月13日付でKPMGより対象者株式価値算定書を取得したとのことです。

なお、KPMGは、対象者株式の価値評価の算定手法として、対象者が継続企業としてその事業を継続していくことを企図していることから、純資産法は採用していないとのことです。なお、対象者は、KPMGから本公開買付価格の公正性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得していないとのことです。

上記各手法に基づいて算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲は以下のとおりとのことです。

市場株価法	: 5,020円から5,204円
類似会社比較法	: 4,634円から6,725円
DCF法	: 6,909円から8,224円

市場株価法では、算定基準日を2026年5月13日として、東京証券取引所スタンダード市場における対象者株式の基準日終値5,020円、直近1ヶ月間の終値単純平均値5,123円、直近3ヶ月間の終値単純平均値5,201円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値5,204円をもとに、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を5,020円から5,204円までと算定しているとのことです。類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場企業として、対象者、愛知製鋼株式会社、株式会社三井ハイテック、株式会社ファインシンター、中央可鍛工業株式会社、株式会社安永、株式会社ムロコーポレーション、株式会社三ツ知、株式会社カネミツ及び株式会社桜井製作所の10社を選定した上で、企業価値に対するEBITDAの倍率を用いて対象者株式の株式価値の算定を行い、対象者株式の1株当たりの価値の範囲を4,634円から6,725円までと算定しているとのことです。DCF法では、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画における収益予測及び投資計画を前提として、対象者が2026年3月期第4四半期以降に生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値及び株式価値を算定し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を6,909円から8,224円までと算定しているとのことです。なお、割引率は加重平均資本コスト(Weighted Average Cost of Capital: WACC)を使用しているとのことです。加重平均資本コストは、資本資産価格モデル(Capital Asset Pricing Model: CAPM)により見積もった資本コストと、節税効果控除後の予想調達金利により見積もった負債コストを、類似上場会社の情報により見積もられた株主資本構成比率で加重平均することにより計算しており、11.3%から12.3%を採用しているとのことです。なお、資本コストの計算にあたっては、対象者の企業規模等を勘案した上でサイズリスク・プレミアムを加味しているとのことです。また、継続価値の算定にあたっては、永久成長法を採用しているとのことです。永久成長法では永久成長率を、外部環境等を総合的に勘案の上、1.0%から2.0%とし、継続価値の範囲を4,349百万円から6,575百万円までと算定しているとのことです。

KPMGが対象者株式の株式価値の算定の基礎とする財務予測(以下「本財務予測」といいます。)の数値は以下のとおりです。

本財務予測は、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎として作成しているとのことです。

対象者は、本初期的提案書の受領後である2026年1月27日に、2026年3月期から2031年3月期までを対象期間とする本事業計画について、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等についての合理性に関する本特別委員会による確認を経て、スパークスに開示したとのことです。その後、対象者のインドネシア子会社であるMAIの新規事業に係る将来的な利益を対象者株式の株式価値の算定において考慮することが合理的であるという考えに基づき、2032年3月期から2045年3月期までを対象期間とする本インドネシア新規事業計画について、その内容、重要な前提条件及び作成経緯等についての合理性に関する本特別委員会による確認を経て、2026年4月15日に、スパークスに開示したとのことです。

なお、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画は、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「() 検討体制の構築の経緯」に記載のスパークスグループ及びダイハツ工業から独立した立場のメンバーから構成されるプロジェクトチームにより作成されているとのことです。

また、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画に基づき本財務予測を作成するに当たり、2032年3月期以降に見込まれるMAIにおける新規事業以外の対象者事業の収益については、外部環境等を総合的に勘案した上で、本事業計画における2031年3月期の収益を基準とし、每期1.5%の成長率を織り込む前提で、2045年3月期まで予測しているとのことです。

さらに、以下の財務予測は、MAIにおける新規事業の立ち上がりに数年を要することに加え、当該新規事業に係る営業利益及びフリー・キャッシュ・フローが平準化するまでに期間を要すると見込まれることから、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローの平準化が見込まれる2045年3月期までを対象期間としているとのことです。

なお、国内においては既存の鍛造事業の売上減少が見込まれる一方で、2030年3月期以降はモータコア事業の立ち上がりに伴う売上計上及びその後の拡大を見込んでおり、2031年3月期には売上水準が平準化することを想定しているとのことです。

なお、本財務予測には、営業利益及びフリー・キャッシュ・フローについて大幅な増減を見込んでいる事業年度が含まれるとのことです。具体的には、2028年3月期については、国内における既存の鍛造事業に関連する設備投資が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローは前年度比407.5%の増加が見込まれているとのことです。2029年3月期については、国内のモータコア事業に関連する設備投資が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローは前年度比33.0%の増加が見込まれているとのことです。2030年3月期については、国内の工場における設備投資の影響によりフリー・キャッシュ・フローは前年度比77.6%の減少が見込まれているとのことです。2031年3月期は、主に国内でのモータコア事業の立ち上がりにより、営業利益は前年度比38.0%の増加、フリー・キャッシュ・フローは前年度比229.2%の増加が見込まれているとのことです。2032年3月期は、主に国内でのモータコア事業に係る設備投資が減少することにより、フリー・キャッシュ・フローは前年度比79.0%の増加が見込まれているとのことです。2033年3月期は、主にインドネシアにおける電動化対応に関連する新規事業に係る設備投資により、フリー・キャッシュ・フローは前年度比177.2%の減少が見込まれているとのことです。2034年3月期は、主にインドネシアにおける電動化対応に関連する新規事業に係る減価償却費の増加と設備投資の減少により、営業利益は前年度比34.3%の減少、フリー・キャッシュ・フローは前年度比245.1%の増加が見込まれているとのことです。2035年3月期は、主にインドネシアにおける電動化対応に関連する新規事業に係る減価償却費の減少により、営業利益は前年度比34.2%の増加が見込まれているとのことです。

また、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果については、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることが困難であるため、以下の財務予測には加味されておらず、これを算定の基礎としたKPMGによる算定にも反映されていないとのことです。

(単位：百万円)

	2026年 3月期 (3か月)	2027年 3月期	2028年 3月期	2029年 3月期	2030年 3月期	2031年 3月期	2032年 3月期
売上高	11,445	43,496	42,393	41,162	42,030	45,138	45,815
営業利益	1,111	2,412	2,614	2,163	1,920	2,650	2,610
E B I T D A	1,845	4,954	5,435	5,129	5,164	5,912	5,929
フリー・ キャッシュ・ フロー	827	363	1,840	2,447	548	1,806	3,231

	2033年 3月期	2034年 3月期	2035年 3月期	2036年 3月期	2037年 3月期	2038年 3月期	2039年 3月期
売上高	46,502	48,516	49,487	51,560	52,515	54,082	55,613
営業利益	2,945	1,935	2,597	3,363	3,716	4,076	4,315
E B I T D A	5,981	6,312	6,487	6,797	6,929	7,159	7,490
フリー・ キャッシュ・ フロー	2,495	3,619	3,750	3,668	3,821	3,279	4,092

	2040年 3月期	2041年 3月期	2042年 3月期	2043年 3月期	2044年 3月期	2045年 3月期
売上高	56,814	58,071	59,387	60,185	60,994	61,816
営業利益	4,643	4,897	5,077	5,572	5,656	5,733
E B I T D A	7,660	7,839	8,027	8,131	8,237	8,346
フリー・ キャッシュ・ フロー	4,183	4,253	4,355	4,345	4,393	4,445

(注) KPMGは、対象者株式の株式価値の算定に際して、対象者から受けた情報、ヒアリングにより聴取した情報、一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報が全て正確かつ完全なものであること、かつ、対象者株式の株式価値の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でKPMGに対して未開示の事実はないことを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。また、KPMGは、対象者及びその子会社の資産又は負債(簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。)について個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者算定機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っていないとのことです。KPMGによる対象者株式の株式価値の算定は、2026年5月13日までの情報及び経済条件等を反映したものであり、KPMGがDCF法による評価に使用した本財務予測については、対象者の経営陣により当該基準日時点で得られる最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としていないとのことです。ただし、KPMGは、算定の基礎とした本財務予測について、複数回、対象者と質疑応答を行い、その作成経緯及び対象者の現状を把握した上で、それらに不合理な点がないかという限りにおいて、本財務予測の合理性を確認しているとのことです。

対象者における独立した特別委員会の設置及び答申書の取得

()設置等の経緯

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026年1月7日開催の取締役会決議に基づき、本特別委員会を設置するとともに、()本取引の目的の正当性・合理性(本取引が対象者の企業価値の向上に資するかを含みます。)、()本取引の取引条件の公正性・妥当性(本取引の実施方法や対価の種類等の妥当性を含みます。)、()本取引の手の公正性(いかなる公正性担保措置をどの程度講じるべきかの検討を含みます。)、()上記()乃至()を踏まえ、本取引が一般株主にとって公正なものであるか、()対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すべきか、及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨すべきか(以下、これらを総称して「本諮問事項」といいます。))について諮問し、これらの点について本答申書を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。なお、社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、本取引に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、特別委員会の委員として選任していないとのことです。また、対象者取締役会は、本特別委員会の設置にあたり、対象者取締役会が、本特別委員会の答申を最大限尊重して本取引に関する意思決定(本公開買付けへの賛否を含みます。)を行うこと、及び本特別委員会が本取引の取引条件等が妥当でないと判断した場合には、対象者取締役会は本取引の実行を決定しない(本公開買付けに賛同しないことを含みます。)ことを決議するとともに、本特別委員会に対し、(a)公開買付者との本取引に関する協議及び交渉について事前の方針を確認し、適時にその状況の報告を受け、本取引に関する協議及び交渉について意見を述べ、対象者取締役会に対して勧告や要請を行うこと等を通じて、対象者が本取引の取引条件等について公開買付者との間で行う交渉の過程に実質的に関与する権限(必要に応じて、自ら公開買付者と協議及び交渉を行うことを含みます。)、(b)適切な判断を確保するために、対象者のファイナンシャル・アドバイザー、第三者算定機関、リーガル・アドバイザー等の外部専門家(以下「アドバイザー等」といいます。)を指名・承認(事後承認を含みます。)する権限及び必要に応じて、対象者の費用負担で独自のアドバイザー等を選任する権限(対象者が選任するアドバイザー等に対して専門的助言を求めることも可能)、並びに(c)対象者の取締役、従業員その他本特別委員会が必要と認める者に、本特別委員会への出席、書面による回答その他適宜の方法により、本取引の検討及び判断に必要な情報について説明・提供を求める権限を付与することを決議したとのことです。

なお、本特別委員会の委員の報酬は、答申内容にかかわらず支給される固定金額のみとしており、本取引の成立等を条件とする成功報酬は採用していないとのことです。

() 検討の経緯

本特別委員会は、2026年1月7日より2026年5月14日までの間に合計13回開催されたほか、各会日間においても必要に応じて都度電子メールを通じて報告・情報共有、審議及び意思決定等を行う等して、本諮問事項に係る職務を遂行したとのことです。具体的には、本特別委員会は、まず、対象者のリーガル・アドバイザーである長島・大野・常松並びにファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGについて、本取引との関係で各自の独立性・専門性に関して問題がないことを確認の上、その選任を承認した上で、本特別委員会としても必要に応じて長島・大野・常松及びKPMGの専門的助言を受けることができることを確認したとのことです。また、本特別委員会は、対象者が社内に構築した本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制(本取引に係る検討、交渉及び判断に関与する対象者の役職員の範囲を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことを確認しているとのことです。

その上で、本特別委員会は、スパークス及びダイハツ工業から、本取引の意義・目的、本取引実施後の経営体制・経営方針等について、また、対象者から、本取引の提案を受けた経緯、本取引の目的・意義及び本取引後の経営体制・経営方針等に関する説明をそれぞれ受け、それぞれとの間でこれらに関する質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、対象者が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画について、対象者からその内容、重要な前提条件及び作成経緯等について説明を受けるとともに、質疑応答を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。さらに、上記「対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のとおり、KPMGは、対象者が作成した本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎とした本財務予測を前提として対象者株式の価値算定を実施しておりますが、本特別委員会は、本財務予測、KPMGが実施した対象者株式の価値算定に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について説明を受け、質疑応答及び審議・検討を行った上で、これらの事項について合理性を確認しているとのことです。また、本特別委員会は、長島・大野・常松から本取引の手續面における公正性を担保するための措置並びに本取引に係る対象者取締役会の意思決定の方法及び過程その他の利益相反を回避するための措置の内容について説明を受け、これらに関しても質疑応答を行っているとのことです。また、本特別委員会は、スパークスから本公開買付価格に関する提案を受領する都度、KPMGから適時にその内容及び交渉経過等について報告を受け、同社から受けた財務的見地からの助言及び長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言を踏まえて公開買付者に対する交渉方針を審議・検討することにより、スパークスとの協議・交渉過程に実質的に関与したとのことです。

() 判断内容

本特別委員会は、以上の経緯の下で、長島・大野・常松から受けた法的見地からの助言及びKPMGから受けた財務的見地からの助言並びに2026年5月13日付でKPMGから提出を受けた対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本諮問事項について慎重に協議・検討を重ねた結果、2026年5月14日付で、対象者取締役会に対し、委員全員の一致で、大要以下の内容の本答申書を提出しているとのことです。

(a) 答申の内容

- ア．本取引は対象者の企業価値の向上に資するものであり、本取引の目的は正当かつ合理的なものであると考えられる。
- イ．本公開買付けにおける買付け等の価格を含む本取引の取引条件は公正かつ妥当であると考えられる。
- ウ．本取引において、取引条件の公正さを担保するための手續が十分に講じられており、本取引に係る手續は公正なものであると考えられる。
- エ．本取引は、対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられる。
- オ．対象者取締役会が、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると考えられる。

(b) 答申の理由

ア．本取引の目的の正当性・合理性

- i．対象者グループは、主として自動車及び建設機械、産業機械向けの精密型打鍛造品の製造・販売を中心とした事業を展開しているが、対象者は、対象者グループを取り巻く経営環境について、短期的には、国内において雇用・所得環境の改善やインバウンド需要の回復等を背景に景気は緩やかな回復基調で推移しているものの、エネルギー価格の変動や円安に伴う物価上昇の影響等により、先行き不透明な状況が続いており、海外においても、欧州の景気減速、中国経済の回復の遅れ、地政学的リスクの高まり等により世界経済全体として不確実性が高い状況にあり、中長期的には、自動車業界におけるカーボンニュートラル実現に向けた動きの加速に伴い、電動化の進展等による産業構造の変化が進展しているほか、日本国内においては少子高齢化の進展に伴う市場縮小や生産年齢人口の減少による人材確保の難化等、事業環境は大きな転換期を迎えていると認識している。かかる事業環境の中で、対象者グループは、新商品・新事業の創出、デジタル技術を活用した生産性向上、グローバル人材の育成、地域社会との共生等に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指している。
- ．スパークスグループ及び対象者によると、本取引の目的は、対象者株主に過度なリスク負担を生じさせることを防ぐとともに、対象者株式の上場を維持することによる負担をなくした上で、既存事業の深化の追求と対象者特有の資産と組織能力を有効活用した新規領域の強化・拡大を実施することにより、対象者の企業価値を向上させることにある。
- ．スパークスグループ及び対象者は、本取引によって実現可能と考えるシナジーとして、新規事業における顧客基盤拡大、外部リソース活用を含む成長戦略の具体化、生産技術・技能の可視化と継承、及びDXを活用した業務変革と新規事業基盤の強化等があると考えている。
- ．対象者は、本取引に伴い対象者に生じるメリットとして、上記に記載のシナジーのほか、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることにより、株主総会運営費用や株主名簿管理人への事務委託に関する費用等の固定的なコストを削減することが可能となると考えている。また、本特別委員会は、本取引に伴い対象者に生じ得るデメリットとして、エクイティファイナンスによる資金調達が困難となる可能性、外部牽制機会の減少によるガバナンスの規律の低下の懸念、効率的な人材の確保が困難となる可能性、取引先や従業員との関係におけるネガティブな影響の懸念、経営の自由度への影響の懸念、事業の分離・撤退・譲渡等事業の縮小・撤退の懸念、及び本取引に係るLBOローンによる財務・事業面での負担や制限等が想定されることから、これらのデメリットがどの程度のものであると考えられるかについて、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者との間で質疑応答を行ったところ、及びについてはデメリットとして想定されず、については現時点で具体的に予定しているものではなく、また、及びについては対象者株式の非公開化による影響は限定的である旨の説明を受けた。また、については、公開買付者は、本公開買付けに要する資金の一部をLBOローンにより賄うこと、及び、本取引の完了後に本合併の実施を予定しているため、実質的には対象者がLBOローンの返済を負担することによる対象者の財務及び事業への負担が見込まれるところ、スパークスグループとしては、LBOローンに係る返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、対象者の事業運営及び対象者グループにおいて将来想定されている投資に影響を与えないよう、対象者のキャッシュ・フローや財務状況を考慮して調達することを想定しており、対象者としても、スパークスグループの回答を前提とすれば、本取引に係る資金調達に関し、返済、金利又は負担及びコベナンツ等の各種条件に関して、必要な投資やキャッシュ・フローを踏まえ、対象者の事業運営に影響を与えるものではないと考えている旨の説明を受けた。

・以上のとおり、本取引の目的は、上記の対象者を取り巻く事業環境や、その中で対象者が目指す持続的な成長と中長期的な企業価値の向上と整合するものであり、不合理な点は認められない。そして、スパークスグループ及び対象者が本取引によって実現可能と考えるシナジーの説明内容に不合理な点はなく、上記のシナジーを実現することによって、対象者において持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の現実性を高めることが可能となると考えられることから、本特別委員会としては、本取引により一定の企業価値の向上が見込まれるものとする。また、本取引を通じて対象者株式が非公開化されることによるデメリットに関する説明内容に特に不合理な点はなく、上記の説明を踏まえれば、かかるデメリットが生じる可能性はあるものの、仮に生じたとしてもその影響は限定的であり、本取引によって期待されるメリットを明らかに上回るデメリットが生じる具体的な可能性は特段認められないこと等を踏まえると、本取引の目的には正当性・合理性が認められる。

イ．本取引の取引条件の公正性・妥当性

i．本特別委員会は、本公開買付価格について対象者の一般株主が享受すべき利益が確保された妥当かつ公正な価格となっているかという点についての議論を複数回にわたって行い、スパークスグループとの間で、本公開買付価格に関して協議・交渉を複数回行った結果、当初提案から約16.92%(小数点以下第三位を四捨五入)(1,100円)の本公開買付価格の引上げを実現している。

・本公開買付価格(1株当たり7,600円)は、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者から独立した第三者算定機関であるKPMG作成の対象者株式価値算定書の算定結果のうち、市場株価及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であることから、当該算定結果に照らして、一定の合理的な水準にあると評価できる。なお、対象者株式価値算定書について、本特別委員会は、対象者株式価値算定書の前提となる財務予測として使用されている、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎として作成された財務予測の作成経緯及び内容について、対象者からの説明及び対象者との質疑応答を通じて、対象者株式の株式価値に係る算定方法、当該算定方法を採用した理由、各算定方法による算定内容及び重要な前提条件について、KPMGとの質疑応答及び審議・検討を通じて、それらの合理性を確認している。

・本公開買付価格に付されたプレミアムは、近時の他社事例におけるプレミアム水準(注)と比較して遜色のない水準である。

(注) 経済産業省が「企業買収における行動指針」を公表した2023年8月31日以降、2026年4月30日までの間に公表し成立した国内の上場会社に対する完全子会社化を目的とした発行者以外の者による公開買付けの事例103件(ただし、MBO、EBO案件、二段階買収案件のうち特定の株主からの株式取得案件、対象会社がREIT及びTOKYO PRO Marketに上場している案件を除く。)におけるプレミアム水準を参照している。

・本公開買付価格は、2026年3月31日時点における対象者株式1株当たり簿価純資産額を9,095.16円(小数点以下第三位を四捨五入)(本公開買付価格は当該金額との比較で16.44%のディスカウント)を下回っているものの、純資産額は理論上の会社の清算価値を示すものであり、将来の収益性を反映するものではないため、継続企業である対象者の企業価値算定において重視することは合理的ではないこと、KPMGの試算によれば、仮に対象者が清算する場合にも、対象者が所有する本社及び工場の解体及び更地化に係る建屋の取り壊し費用を要すること、機械装置の大半はカスタマイズしていることにより汎用性がないため売却が困難であることに加え、製造工程の仕掛品や製品、原材料の廃棄等を考慮すると、連結簿価純資産額と同額で換価されるものではなく、現実的には相当程度毀損された金額となることが見込まれること、並びに対象者の清算を行う場合、従業員に対する割増退職金及び弁護士費用等の専門家費用その他相当程度の追加コストが発生することが見込まれること等に鑑みると、対象者株主に最終的に分配されることとなる金額は、現実的には連結簿価純資産額から相当程度毀損された金額となることと想定されることを踏まえると、本公開買付価格が対象者株式の1株当たり簿価純資産を下回ることの一事をもって、本公開買付価格の公正性が失われることにはならないと考えられる。

- ・公開買付者から提案されている、公開買付け及びその後の本株式併合によるスクイーズ・アウトを行う方法による二段階買収という方法は、株式の非公開化を目的とした取引においては一般的に採用されており、かつ、株式併合における端数処理手続において受領する端数となった株式の対価に不満がある株主は、株式買取請求を行った上で裁判所に対して価格決定の申立てが可能である。また、本取引においては、本スクイーズアウト手続に続いて、ダイハツ工業が所有する本不応募株式について、対象者が対象者自己株式取得を実施することが予定されているが、公開買付者によれば、対象者の一般株主への配分をより多くすることで、本公開買付価格の最大化と株主間の公平性を両立させることができるとの考えの下、対象者自己株式取得を実施することとしたものであり、対象者自己株式取得における対価(5,627円)は、ダイハツ工業が公開買付けに本不応募株式の全てを応募して売却したと仮定した場合に得られる税引後手取り額と、ダイハツ工業が自己株式取得の方法により本不応募株式の全てを売却した場合に得られる税引後手取り額が同一の金額となる条件が満たされるように算出されているとのことである。よって、対価の種類を含む本取引の方法に不合理な点は認められない。
- ・以上のとおり、本取引の条件の形成過程においては、独立当事者間取引と同視し得る状況が確保された上で、一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われたと認められ、本事業計画及び本インドネシア新規事業計画を基礎として作成された財務予測については、その作成経緯及び内容について不合理な点は見当たらないこと、本公開買付価格については(a)市場株価法及び類似会社比較法に基づく算定結果のレンジの上限値を上回っており、かつ、(b)DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であって、その中央値を上回る価格であると評価できること、本公開買付価格に付されたプレミアムは、近年の他社事例における水準と比べても、遜色のない水準と評価できること、本取引の実施方法や対価の種類についても不合理な点はなく、妥当であることを勘案すれば、本公開買付価格が2026年3月31日現在の対象者株式の1株当たり簿価純資産を下回ることを踏まえても、対象者の一般株主の利益を図る観点から、本公開買付価格を含む本取引の条件の公正性・妥当性は確保されていると考えられる。

ウ．本取引の手続の公正性

本特別委員会は、本公開買付けにおいてはいわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」(Majority of Minority)に相当する買付予定数の下限は設定されていないものの、対象者が、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者並びに本取引の成否から独立した本特別委員会を設置していること、対象者における意思決定プロセスは、スパークスグループ及びダイハツ工業から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制の下で実施されていること、対象者は、意思決定を行うにあたり、いずれもスパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者から独立した、リーガル・アドバイザーである長島・大野・常松から助言を受けると共に、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関であるKPMGから対象者株式価値算定書を取得していること、間接的なマーケット・チェックが実施されていること、一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会が確保される予定であること、強圧性を排除するための対応が行われていることからすると、本取引では、経済産業省が公表した「公正なM&Aの在り方に関する指針」において提示されている、(a)取引条件の形成過程において独立当事者間で企業価値を高めつつ一般株主にとってできる限り有利な取引条件で本取引が行われることを目指して合理的な努力が行われる状況の確保及び(b)一般株主による十分な情報に基づく適切な判断の機会の確保という視点のいずれの面から見ても、本取引にとって必要かつ十分な内容での公正性担保措置が採用された上で、実際に実効性をもって運用されていると認められる。

したがって、本取引において、取引条件の公正さを担保するための手続が十分に講じられていると考えられる。

エ．総括

上記のとおり、本取引の目的には正当性・合理性があると認められ、本取引は対象者の企業価値向上に資するものである上、本公開買付けを含む本取引全体について、本公開買付け価格その他の取引条件の公正性・妥当性及び手続の公正性も認められることからすると、本取引は、対象者の一般株主にとって公正なものであると考えられ、本公開買付けについて賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨することは相当であると認められる。

対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、対象者取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者のいずれからも独立したリーガル・アドバイザーとして、長島・大野・常松を選任し、本公開買付けに関する対象者取締役会の意思決定の過程、方法その他の本公開買付けに関する意思決定にあたっての留意点に関する法的助言を受けているとのことです。

なお、長島・大野・常松は、スパークスグループ、ダイハツ工業及び対象者のいずれの関連当事者にも該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して重要な利害関係を有していないとのことです。また、長島・大野・常松に対する報酬には、本取引の成立等を条件に支払われる成功報酬は含まれていないとのことです。また、本特別委員会は、長島・大野・常松の専門性・独立性に問題がないことを確認した上で、対象者のリーガル・アドバイザーとして承認しているとのことです。

対象者における独立した検討体制の構築

対象者プレスリリースによれば、対象者は、スパークスグループ及びダイハツ工業から独立した立場で、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための体制を対象者の社内に構築したとのことです。具体的には、対象者は、2025年12月5日、スパークスから本取引に関する本初期的提案書を受領したことから、スパークスグループとの間で協議を開始することについて、2025年12月9日開催の取締役会において承認し、同日、その旨をスパークスに対して連絡の上、本取引に関する検討並びにスパークスグループ及びダイハツ工業との協議及び交渉を行うプロジェクトチーム(対象者の代表取締役社長である友岡正明氏、取締役である福本照久氏、常勤監査役である溝井辰雄氏、執行役員である竹村好正氏、宇野章氏、中川潤二氏(2025年3月31日以前における役職は管理統括室長、人材育成センター長、グローバル事業部主査)、その他職員8名の合計14名からなる検討チーム)を設置し、そのメンバーは、スパークスグループ及びダイハツ工業の役職員を兼務しておらず、かつ過去にスパークスグループ及びダイハツ工業の役職員としての地位を有していたことのない対象者の役職員のみから構成されるものとし、かかる取扱いを継続しているとのことです。なお、対象者の取締役である戸村一弥氏については、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ること、また、社外監査役である山川剛司氏については、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、本取引に係る検討、交渉及び判断を行うための社内の体制に一切参加していないとのことです。また、対象者の検討体制(本取引の検討、交渉及び判断に關与する対象者の役職員の範囲を含みます。)に独立性・公正性の観点から問題がないことについては、本特別委員会の承認を受けているとのことです。

対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、長島・大野・常松から受けた法的助言及び対象者株式価値算定書の内容を踏まえつつ、本特別委員会から提出された本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関して、対象者の企業価値向上、本取引に関する諸条件の妥当性等の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

その結果、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「 対象者の公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」に記載のとおり、対象者は、本公開買付けを含む本取引は対象者の企業価値の向上に資するとともに、本公開買付け価格は妥当性を有し、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、2026年5月14日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した対象者の取締役5名(うち社外取締役2名)のうち、戸村一弥氏を除く4名(すなわち、友岡正明氏、福本照久氏、荻野奈緒氏、大石悠人氏)全員の一致により、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。なお、上記取締役会には、対象者の監査役3名(うち社外監査役2名)のうち、社外監査役である山川剛司氏を除く2名が出席し、出席した監査役はいずれも上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の取締役である戸村一弥氏は、ダイハツ工業を2025年5月31日付で定年退職するまで同社の従業員であったため、同社の元従業員として当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることを踏まえ、利益相反の疑いを回避する観点より、上記取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る議案の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。また、対象者の社外監査役である山川剛司氏は、ダイハツ工業の従業員であり、当該取締役会における決議事項に関して利害関係を有し得ることに鑑み、利益相反の疑いを回避する観点より、当該取締役会における本公開買付けへの意見表明に係る審議には一切参加しておらず、また、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置

公開買付者は、下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、()本公開買付けの決済の完了後速やかに、本臨時株主総会(下記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」において定義します。)の開催を対象者に要請することを予定しており、対象者の株主の皆様に対して株式買取請求権又は価格決定の申立てを行う権利が確保されない手法は採用しないこと、()本株式併合をする際に、対象者の株主の皆様に対価として交付される金銭は本公開買付け価格に当該各株主(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるように算定されることから、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保し、これをもって強圧性が生じないように配慮しております。

本公開買付けの公正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日に設定しております。このように、公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様が本取引の是非や本公開買付け価格の妥当性について熟慮し、本公開買付けに対する応募の是非について適切な判断を行うための期間を提供しつつ、対抗的な買付け等を行う機会を確保することにより、本公開買付け価格の公正性を担保することを企図しております。また、公開買付者及び対象者は、対象者が第三者から対象者の株式、事業もしくは資産の買収に係る提案を受けた場合において、かかる提案を行った第三者と協議・交渉すること又は本公開買付けに対する賛同意見の変更もしくは撤回をすることを制限するような内容の合意や、対象者が公開買付者以外の者(以下「対抗的買収提案者」といいます。)と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。このように、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会が確保されることにより、本公開買付けの公正性を担保しております。

(4) 【公開買付け後の組織再編等の方針】

公開買付者は、上記「(1) 公開買付けの目的の概要」に記載のとおり、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て(ただし、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。)を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後、以下の方法により、対象者の株主を公開買付者及びダイハツ工業のみとするための一連の手続(以下「本スクイズアウト手続」といいます。)を実施することを予定しております。

その後、公開買付者は、公開買付者から対象者に本資金提供した上で、ダイハツ工業が本不応募株式を対象者自己株式取得によって売却し、公開買付者に対してダイハツ工業が出資することによって、最終的に、日本モノづくり未来2号ファンド及びダイハツ工業が株主となった公開買付者による対象者の完全子会社化を企図しております。

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、本株式併合及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を早期に開催することが望ましいと考えており、対象者に対し、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日(本書提出日現在においては、2026年7月上旬頃を予定しております。)が本臨時株主総会の基準日となるように、基準日設定公告を行うことを要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者の要請に応じ本臨時株主総会を開催する予定であり、本臨時株主総会の開催は2026年8月下旬頃を予定しているとのこと。また、公開買付者及びダイハツ工業は、本臨時株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

本臨時株主総会において本株式併合の議案についてご承認をいただいた場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会においてご承認をいただいた本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。以下同じです。)に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。公開買付者は、当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に要請する予定です。また、対象者株式の併合の割合は、本書提出日現在において未定ですが、公開買付者は、対象者に対して、公開買付者及びダイハツ工業が対象者株式の全て(ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。)を所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定するよう要請する予定です。対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けが成立した場合には、公開買付者によるこれらの要請に応じる予定とのこと。この本株式併合に関する具体的な手続については、公開買付者と対象者との間で協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定とのこと。

本株式併合に関連する一般株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、本株式併合により株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、会社法第182条の4及び第182条の5その他の関係法令の定めに従って、対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)は、対象者に対してその所有する株式のうち1株に満たない端数となるものの全部を公正な価格で買い取ることを請求することができる旨及び裁判所に対して対象者株式の価格決定の申立てを行うことができる旨が定められています。

上記のとおり、本株式併合においては、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)の所有する対象者株式の数は1株に満たない端数となる予定ですので、本株式併合に反対する対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)は、上記申立てを行うことができることとなる予定です。なお、上記申立てがなされた場合の対象者株式の買取価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。

上記の手続については、関係法令についての改正、施行、当局の解釈等の状況等によっては、実施の方法及び時期に変更が生じる可能性があります。ただし、その場合でも、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主の皆様(公開買付者、ダイハツ工業及び対象者を除きます。)に対しては、最終的に金銭を交付する方法が採用される予定であり、その場合に当該各株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に当該各株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一になるよう算定する予定です。公開買付者は、上記の本臨時株主総会を開催する場合、2026年8月下旬を目途に開催するよう対象者に要請する予定ですが、具体的な手続及びその実施時期等については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。なお、本公開買付けは、本臨時株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の手続における税務上の取扱いについては、対象者の株主の皆様において自らの責任にて税理士等の専門家にご確認いただきますようお願いいたします。

(5) 【上場廃止等となる見込み及びその事由】

対象者株式は、本書提出日現在、東京証券取引所スタンダード市場に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点で当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後、上記「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」に記載のとおり、公開買付者は、本スクイズアウト手続を実施することを予定しており、その場合、対象者株式は東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場において取引することはできません。

上場廃止を目的とする理由及び一般株主への影響及びそれに対する考え方については、上記「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「公開買付者が公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」及び「(4) 公開買付け後の組織再編等の方針」をご参照ください。

(6) 【公開買付けに係る重要な合意】

本二者間契約書

公開買付者は、ダイハツ工業との間で2026年5月14日付で本二者間契約書を締結し、本不応募株式について本公開買付けに応募しないことを合意しております。

本二者間契約書において、前提条件(注1)が全て満たされ又は放棄されていることを条件として、公開買付者が本公開買付けを実施することが規定されております。

(注1) 公開買付者による義務履行の前提条件は、大要、本特別委員会において対象者の取締役会が本公開買付けに対して賛同すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明を行うことについて肯定的な内容の答申が行われており、かつ、当該答申が変更又は撤回されていないこと、対象者の取締役会により、本取引に賛同する旨及び株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の意見表明に係る決議が全会一致でなされ、これが法令等に従って公表されており、かつ、かかる意見表明が変更又は撤回されていないこと、本取引を制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在せず、かつ、その具体的なおそれもないこと、本二者間契約書に基づきダイハツ工業が本公開買付けの開始日(以下「本公開買付開始日」といいます。)までに履行又は遵守すべき義務が全て重要な点において履行又は遵守されていること、ダイハツ工業の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、対象者に係る未公表の重要事実等が存在しないこと、本三者間契約が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること、本三者間契約書に基づき対象者が本公開買付開始日までに履行又は遵守すべき義務が、全て重要な点において履行又は遵守されていること、本三者間契約に定めるダイハツ工業及び対象者の表明及び保証が、いずれも重要な点において真実かつ正確であること、公開買付者がダイハツ工業との間で2026年5月14日付で締結した株主間契約が適法かつ有効に締結され、かつ、有効に存続していること、総体としての対象者グループの事業等に重大な悪影響を与え、又はかかる悪影響を与えることが合理的に見込まれる事由又は事象が発生していないこと、本公開買付けの決済に必要な資金その他本取引の実行のために必要な資金の調達につき融資証明書又は出資証明書等を受領し、撤回されておらず、かつ、本取引において必要となる資金(以下「本必要資金」といいます。)が必要となる各時点において、本必要資金を調達できる合理的な見込みがあること、と規定されております。なお、公開買付者は、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができるものとされております。

なお、本二者間契約書においては、本公開買付けの期間、買付価格、買付予定数等の条件に係る事項、公開買付者及びダイハツ工業の表明保証事項、公開買付者及びダイハツ工業が本二者間契約書又は本三者間契約書に基づく自らの義務の不履行又は表明保証事項に違反した場合の補償義務、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等を合意しております。

本三者間契約書

公開買付者は、対象者及びダイハツ工業との間で2026年5月14日付で本三者間契約書を締結し、()本公開買付けが成立したことを条件に、対象者が、本株式併合等の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びダイハツ工業は当該議案に賛成の議決権を行使すること、()本スクイーズアウト手続が完了した日以降に、対象者が、対象者自己株式取得の実施のために必要な事項を議案とする株主総会を開催し、公開買付者及びダイハツ工業は当該議案に賛成の議決権を行使すること、並びに()ダイハツ工業が、対象者自己株式取得に応じて、本不応募株式の全てを対象者に売り渡すこと、及び公開買付者が本資金提供を行うこと又は対象者をして対象者自己株式取得に必要な資金を調達させることを合意しております。

また、本三者間契約書においては、公開買付者、ダイハツ工業及び対象者の表明保証事項、公開買付者、ダイハツ工業及び対象者が本三者間契約書に基づく自らの義務の不履行又は表明保証事項に違反した場合の補償義務(ただし、公開買付者及びダイハツ工業の間におけるものを除きます。)、解除に係る条項、秘密保持義務、契約上の権利義務の譲渡禁止義務等を合意しております。

本応募契約

公開買付者は、2026年5月14日付で、ゴーシューとの間で、同社が所有する対象者株式128,350株(所有割合：4.48%)を本公開買付けに応募することに合意しております。

()ゴーシューは、以下の前提条件が充足されていること(又はゴーシューにより放棄されていること)を条件に、ゴーシューが所有する対象者株式全てを本公開買付けに応募すること。なお、ゴーシューは、その任意の裁量により前提条件の全部又は一部を放棄することができる。

本公開買付けが法令等に従って開始され、かつ、撤回されていないこと

公開買付者による表明及び保証が、重要な点において真実かつ正確であること

公開買付者が本応募契約に基づき本公開買付けの開始日までに履行又は遵守すべき義務が、重要な点において履行又は遵守されていること

()対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同する旨の決議が適法になされ、()法令等に従って、対象者により当該意見が公表され、かつ、()当該決議が撤回又は変更されていないこと

司法・行政機関等に対して、本公開買付けを制限又は禁止することを求める旨のいかなる訴訟等も係属しておらず、かつ、本公開買付けを制限又は禁止する司法・行政機関等の判断等が存在しないこと

対象者について、法第166条第1項柱書の重要事実又は法第167条第1項柱書の公開買付け等の実施に関する事実若しくは公開買付け等の中止に関する事実(ゴーシュー及び公開買付者以外の者による公開買付け等に係るものに限る。)であって、公表(法第166条第4項又は法第167条第4項に規定された意味を有する。)されていないものが存在しないこと

()ゴーシューは、本公開買付けに係る決済の開始日以前の日を権利行使の基準日とする対象者の株主総会が開催される場合、当該株主総会におけるゴーシューが所有する対象者株式に係る議決権その他の権利行使について、公開買付者の選択に従い、公開買付者若しくは公開買付者が指定する者に対して包括的な代理権を授与するか、又は公開買付者の指示に従って当該権利を行使すること

()ゴーシューは、本応募契約の締結日以降、本公開買付けに係る決済の開始日までの間、直接又は間接に、公開買付者以外の者との間で本公開買付けと実質的に競合、矛盾若しくは抵触し又はそれらのおそれのある取引を行ってはならず、かかる取引に関する提案、接触、勧誘、情報提供、協議又は合意を行ってはならないこと。また、ゴーシューが公開買付者以外の者からかかる取引に関する提案、接触又は勧誘を受けた場合、ゴーシューは、速やかに公開買付者に対しその事実及び内容を通知し、公開買付者と対応を誠実に協議すること

()ゴーシューは、本応募契約の締結日以降、公開買付期間の末日の5営業日前までの間に、公開買付者以外の者から、本公開買付価格を5%以上上回る取得対価により、対象者株式の全てを取得する旨の公開買付けが開始された場合であって、前記()に定める公開買付者との協議を行ってもなお、本公開買付けに応募することが、ゴーシューの法律顧問による助言を踏まえて(ただし、かかる助言を得た場合、ゴーシューは当該助言の内容を公開買付者に開示することを要する。)、ゴーシューの取締役の善管注意義務に違反すると客観的かつ合理的に判断することを条件として、本公開買付けに応募する義務を負わないこと

加えて、本応募契約において、公開買付者及びゴーシューは、義務の不履行又は表明及び保証の違反に関する補償義務、契約の解除・終了、秘密保持義務、契約上の地位及び権利義務の譲渡等の禁止等について合意しております。なお、本公開買付価格の支払のほか、ゴーシューに対して買付者から対価が支払われることはありません。

(7) 【その他公開買付けに関する重要な事項】

本取引の一環として、本株式併合の効力発生後、対象者自己株式取得及び本再出資を行うことを予定しておりますが、その詳細は「(1) 公開買付けの目的の概要」をご参照ください。また、公開買付者は、本取引の完了後に、本合併の実施を予定しておりますが、本書提出日現在、本合併の実施時期及び公開買付者と対象者のいずれを吸収合併存続会社とするか等の詳細については未定であり、本公開買付け成立後に検討を行い、対象者と協議の上で決定する予定です。

5 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間等】

【買付け等の期間】

買付け等の期間	2026年5月15日(金曜日)から2026年6月25日(木曜日)まで(30営業日)
公告日	2026年5月15日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	1株につき金7,600円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	

(3) 【買付予定の株券等の数】

株券等の種類	買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
普通株式	1,825,640(株)	867,000(株)	(株)
合計	1,825,640(株)	867,000(株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、公開買付者が本公開買付けにより取得する可能性のある最大数(1,825,640株)を記載しております。なお、当該最大数は、本基準株式数(2,862,640株)から、本不応募株式(1,037,000株)を控除した株式数(1,825,640株)です。

(注3) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

6 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	18,256
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月15日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月15日現在)(個)(g)	10,370
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)	28,574
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	63.77
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)」は、本公開買付けにおける買付予定数に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(2026年5月15日現在)(個)(g)」は、各特別関係者(ただし、特別関係者のうち、法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(2025年9月30日現在)(個)(j)」は、対象者が2025年11月11日に提出した第95期半期報告書に記載された2025年9月30日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式(ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。)についても本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、本基準株式数(2,862,640株)に係る議決権の数(28,626個)を分母として計算しております。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

7 【株券等の取得に関する許可等】

(1) 【株券等の種類】

普通株式

(2) 【根拠法令】

公開買付者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。)第10条第2項に基づき、公正取引委員会に対して、本公開買付けによる対象者株式の取得(以下「本株式取得」といいます。)に関する計画をあらかじめ届け出なければならず(以下、当該届出を「事前届出」といいます。)、同条第8項により、事前届出が受理された日から原則として30日(短縮される場合もあります。)を経過するまでは本株式取得を行うことができません(以下、本株式取得が禁止される当該期間を「取得禁止期間」といいます。)。また、独占禁止法第10条第1項は、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる他の会社の株式の取得行為を禁止しており、公正取引委員会はこれに違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができ(同法第17条の2第1項。以下「排除措置命令」といいます。)。公正取引委員会は、排除措置命令をしようとするときは、当該排除措置命令の名宛人となるべき者について意見聴取を行わなければならない(同法第49条)、その意見聴取を行うにあたっては、予定する排除措置命令の内容等を名宛人に通知しなければならない(同法第50条第1項。以下「排除措置命令の事前通知」といいます。)、事前届出に係る株式取得に対する排除措置命令の事前通知は、一定の期間(上記の事前届出が受理された日から原則30日間ですが、延長又は短縮される場合もあります。以下「措置期間」といいます。)内に行うこととされております(同法第10条第9項)。なお、公正取引委員会は、排除措置命令の事前通知をしないこととした場合、その旨の通知(以下「排除措置命令を行わない旨の通知」といいます。)をするものとされております(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告及び届出等に関する規則(昭和28年公正取引委員会規則第1号。その後の改正を含みます。)第9条)。

公開買付者は、本株式取得に関して、2026年5月13日付で公正取引委員会に対して事前届出を行い、同日付で受理されております。したがって、排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間及び取得禁止期間は、原則として2026年6月12日の経過をもって満了する予定です。公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、公正取引委員会に対する事前届出に対し、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分や事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、措置期間が終了しない場合、又は独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の令第14条第1項第4号に定める事情が生じた場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、公正取引委員会から排除措置命令の事前通知及び独占禁止法第10条第9項に基づく報告等の要求を受けることなく措置期間及び取得禁止期間が終了した場合又は公正取引委員会から排除措置命令を行わない旨の通知を受けた場合には、公開買付者は、法第27条の8第2項に基づき、直ちに本書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたします。

(3) 【許可等の日付及び番号】

該当事項はありません。

8 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをする方(以下「応募株主等」といいます。)は、公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載の上、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等が必要になる場合があります。(注1)

オンラインサービス(公開買付代理人に口座をお持ちのお客様専用のオンラインサービス)による応募に関しては、オンラインサービス(<https://hometrade.nomura.co.jp/>)にて公開買付期間末日の15時30分までに手続きを行ってください。なお、オンラインサービスによる応募には、応募株主等が公開買付代理人に開設した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)におけるオンラインサービスのご利用申込みが必要です。(注2)

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等口座に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に開設された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に開設された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。オンラインサービスにおいては、外国の居住者は応募できません。

日本の居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等に係る売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注3)

応募株券等の全部の買付け等が行われなかったこととなった場合、買付け等の行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、マイナンバー(個人番号)又は法人番号、本人確認書類等について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要となるほか、ご印鑑が必要な場合があります。また、既に口座を有している場合であっても、住所変更、取引店変更、税務に係る手続等の都度、マイナンバー(個人番号)又は法人番号及び本人確認書類等が必要な場合があります。なお、マイナンバー(個人番号)を確認するために提出する書類により、必要となる本人確認書類が異なります。マイナンバー(個人番号)又は法人番号を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

・ 個人の場合

マイナンバー(個人番号)提供時の必要書類

マイナンバー(個人番号)の提供に際しては、所定の「マイナンバー提供書」のほか、[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類と、[2] 本人確認書類が必要です。

申込書に記載された氏名・住所・生年月日の全てが確認できるものをご準備ください。

野村證券株式会社の受付日時時点で、有効期限の定めのあるものは有効期限内のもの、有効期限の定めのないものは6ヶ月以内に作成されたものに限り(「通知カード」は、発行日から6ヶ月以降も有効です。)

野村證券株式会社の店舗でお手続をされる場合は、原本をご提示ください(窓口にて写しをとらせていただく場合があります。)

コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。

新規口座開設、住所変更等の各種手続に係る本人確認書類を提出いただく場合、口座名義人様の本人確認書類に限りマイナンバー(個人番号)の提供に必要な書類を兼ねることができます(同じものを2枚以上提出いただく必要はありません。)

以下の内容は変更の可能性もあるため、お手続の時点でのマイナンバー(個人番号)を確認するための書類及び本人確認書類の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

[1] マイナンバー(個人番号)を確認するための書類

マイナンバーカード(個人番号カード)、通知カード、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票の写し、マイナンバー(個人番号)の記載された住民票記載事項証明書、のいずれか1点が必要です。

[2] 本人確認書類

マイナンバー(個人番号)を確認するための書類	必要な本人確認書類
マイナンバーカード(個人番号カード)	マイナンバーカード(個人番号カード) オンライン専用支店に口座を開設する場合、 [A]又は[B]よりいずれか1点
通知カード 現在の氏名・住所が記載されていない 「通知カード」はご利用いただけません。	[A]のいずれか1点、 又は[B]のうち2点 オンライン専用支店に口座を開設する場合、 [A]又は[B]よりいずれか2点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票の写し	[A]又は[B]のうち、 「住民票の写し」「住民票記載事項証明書」 以外の1点
マイナンバー(個人番号)の記載された 住民票記載事項証明書	

[A] 顔写真付の本人確認書類

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

旅券(パスポート)、運転免許証、運転経歴証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書

2020年2月4日以降に発給申請した「旅券(パスポート)」は「所持人記入欄」がないため、1点のみではご利用いただけません。その他の本人確認書類とあわせてご提出ください。

[B] 顔写真のない本人確認書類

・発行から6ヶ月以内の原本又はコピーの提出が必要

住民票の写し、住民票の記載事項証明書、印鑑登録証明書

・有効期間内の原本のコピーの提出が必要

資格確認書(各種)、国民年金手帳(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)、福祉手帳(各種)

・ 法人の場合

登記事項証明書、官公庁から発行された書類等の本人確認書類が必要となる場合があります。

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者又は代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

法人番号の提供に際しては、法人番号を確認するための書類として、「国税庁 法人番号公表サイト」で検索した結果画面を印刷したもの又は「法人番号指定通知書」のコピーが必要となる場合があります。また、所定の「法人番号提供書」が必要となる場合があります。

- ・ 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合
日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの等の本人確認書類が必要になります。

(注2) オンラインサービスのご利用には、お申込みが必要です。オンラインサービスをお申込み後、パスワードがご登録住所に到着するまで約1週間かかりますのでお早めにお手続きください。公開買付期間末日近くである場合は、お取引店からの応募申込みの方がお手続きに時間を要しません。

- ・ 個人の場合：オンラインサービスのログイン画面より新規申込を受付しております。もしくは、お取引店又はオンラインサービスサポートダイヤルまでご連絡ください。
- ・ 法人の場合：お取引店までご連絡ください。なお、法人の場合は代理人等のご登録がない法人に限りオンラインサービスによる応募が可能です。

(注3) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願いいたします。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

オンラインサービスで応募された契約の解除は、オンラインサービス(<https://hometrading.com>)上の操作又は解除書面の交付もしくは送付により行ってください。オンラインサービス上の操作による場合は当該画面上に記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。なお、お取引店で応募された契約の解除に関しては、オンラインサービス上の操作による解除手続きを行うことはできません。解除書面の交付又は送付による場合は、予め解除書面をお取引店に請求した上で、公開買付期間末日の15時30分までにお取引店に交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続き終了後速やかに、下記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

9 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	13,874,864,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	100,000,000
その他(c)	8,000,000
合計(a) + (b) + (c)	13,982,864,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(1,825,640株)に本公開買付価格(7,600円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
計(a)	

【届出日前の借入金】

イ 【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
	計			

ロ 【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
	計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2	銀行	株式会社りそな銀行 (大阪市中央区備後町二丁目2番1号)	買付け等に要する資金に充当するための借入れ(注) (1) タームローンA貸付 借入期間：7年(分割弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (2) タームローンB貸付 借入期間：7年(期限一括弁済) 金利：全銀協日本円TIBORに基づく変動金利 担保：対象者株式等 (3)ブリッジローン貸付 借入期間：1年(期限一括弁済) 金利：短期プライムレート 担保：対象者株式等	(1) タームローンA 5,802,000 (2) タームローンB 13,538,000 (3)ブリッジローン 160,000
計(b)				19,500,000

(注) 公開買付者は、上記金額の融資の裏付けとして、株式会社りそな銀行から、19,500,000千円を限度として融資を行う用意がある旨の融資証明書を2026年5月14日付で取得しております。なお、当該融資の貸付実行の前提条件として、本書の添付書類である融資証明書記載のものが定められる予定です。

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
日本モノづくり未来2号ファンドによる公開買付者の普通株式の引受による出資	5,534,000
計(d)	5,534,000

(注) 公開買付者は、上記資金調達の裏付けとして、公開買付者の発行済株式の全て(自己株式を除きます。)を所有する日本モノづくり未来2号ファンドから、5,534,000千円を限度として出資を行う用意がある旨の出資証明書を2026年5月14日付で、取得しております。公開買付者は日本モノづくり未来2号ファンドより、以下の説明を受けており、以下に記載する日本モノづくり未来2号ファンドに対する、その無限責任組合員及び有限責任組合員による出資についての懸念はないものと考えております。

日本モノづくり未来2号ファンドは、無限責任組合員であるSATMのほか、日本国内の事業会社及び銀行を有限責任組合員としております。日本モノづくり未来2号ファンドの有限責任組合員は、それぞれ一定額を上限額(以下「出資約束金額」といいます。)として日本モノづくり未来2号ファンドに金銭出資を行うことを約束しており、日本モノづくり未来2号ファンドの無限責任組合員から12営業日前までに出資請求通知を受けた場合には、各有限責任組合員は、無限責任組合員が指定した日までに、出資約束金額のうち未だ払込みのなされていない金額(以下「出資未履行金額」といいます。)の範囲内で、必要となる金額を各組合員の出資未履行金額に応じて按分した額を金銭出資する義務を負っております。また、一部の有限責任組合員が出資義務を履行しない場合であっても、他の有限責任組合員はその出資義務を免れるものではなく、日本モノづくり未来2号ファンドの無限責任組合員は、日本モノづくり未来2号ファンドが出資の金額に相当する資金を拠出できるよう、一定の範囲において、他の有限責任組合員がそれぞれの出資未履行金額の割合に応じた額を追加出資するよう義務付けることにより、当該不履行によって生じた不足分に充てることができます。

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

25,034,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

10 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

11 【決済の方法】

(1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(2) 【決済の開始日】

2026年7月2日(木曜日)

(3) 【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。

買付け等は、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4) 【株券等の返還方法】

下記「12 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間末日の翌営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に開設した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください)。

12 【その他買付け等の条件及び方法】

(1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限(867,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(867,000株)以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ネ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号、第5号に関する府令第26条第4項第2号乃至第5号及び第7号、並びに令第14条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」とは、()対象者の業務執行を決定する機関が、本公開買付けに係る決済の開始日前を基準日とする剰余金の配当(株主に交付される金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,619百万円(注))未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合、及び()対象者の業務執行を決定する機関が、自己株式の取得(株式を取得するのと引換えに交付する金銭その他の財産の額が、対象者の最近事業年度の末日における貸借対照表上の純資産の帳簿価額の10%に相当する額(1,619百万円)未満であると見込まれるものを除きます。)を行うことについての決定をした場合をいいます。これらの場合には、対象者における会社財産の社外流出が大きく本公開買付けの目的の達成に重大な支障となることから、当該場合においても、令第14条第1項第1号ネに定める「イからツまでに掲げる事項に準ずる事項」に該当する場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

また、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実」に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、又は、対象者の重要な子会社に同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

さらに、公開買付期間(延長した場合を含みます。)満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、()公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部又は一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、()同法に基づく排除措置命令の事前通知がなされるべき措置期間が満了しない場合、又は()公開買付者が同法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(注) 発行済株式総数及び自己株式数に変動がないとすると、1株当たりの配当額は566円に相当します(具体的には、対象者が2025年6月25日に提出した第94期有価証券報告書に記載された2025年3月31日時点の対象者の単体決算における純資産額16,189百万円の10%に相当する額である1,619百万円を、本基準株式数(2,862,640株)で除し、1円未満の端数を切り上げて計算しています)。

(3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

なお、令第13条第1項第3号又は第4号に定める行為を行った場合の買付け等の価格の引下げについては、対象者は、対象者決算短信に記載のとおり、2026年3月期の期末配当金として、1株あたり75円の剰余金の配当を行う予定とのことであるものの、上記「4 買付け等の目的」の「(2) 公開買付けを実施するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに買付け等後の経営方針」の「買付け等の価格の算定の経緯及び基礎」の「()買付け等の価格の算定の基礎」に記載のとおり、当該1株あたり75円の剰余金の配当は買付け等の価格の算定において織り込み済みであることから、公開買付者は、対象者が公開買付期間中において、合計で1株あたり75円を超える金額の剰余金の配当を、行った場合又は本公開買付けの決済の開始日より前の日を基準日として行う旨の決定がなされた場合に、1株あたり75円を超える金額についてのみ、買付け等の価格の引下げを行う予定です。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付け等を行います。

(4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、上記「8 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は当該解除の申出に係る手続終了後速やかに上記「11 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

(5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条第2項により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付け等を行います。

(6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合(ただし、法第27条の8第11項ただし書に規定する場合を除きます。)は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして府令第24条第6項で定める場合を除き、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報(その写しを含みます。)も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段(電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。)又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと(当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。)

第2 【公開買付者の状況】

1 【会社の場合】

(1) 【会社の概要】

【会社の沿革】

年月	概要
2026年4月	商号をGerbera holdings株式会社、本店所在地を東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス、資本金を50,000円とする株式会社として設立

【会社の目的及び事業の内容】

(会社の目的)

1. 会社の株式又は持分の保有による当該会社の事業活動を支配・管理
2. 前号に付帯又は関連する一切の事業

(事業の内容)

公開買付者は、対象者株式を取得及び所有し、対象者の事業活動を支配及び管理することを事業の内容としております。

【資本金の額及び発行済株式の総数】

2026年5月15日現在

資本金の額	発行済株式の総数
50,000円	100,000,000株

(注) 公開買付者は、本公開買付けの決済の開始日の2営業日前までに、上記「第1 公開買付要項」の「9 買付け等に要する資金」の「(2) 買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等」の「その他資金調達方法」に記載のとおり、日本モノづくり未来2号ファンドから、5,534,000千円を上限とした出資を受ける予定であり、これにより公開買付者の資本金の額及び発行済株式の総数は増加する予定です。

【大株主】

2026年5月15日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
日本モノづくり未来2号投資事業有限責任組合	東京都港区港南一丁目2番70号品川シーズンテラス	1	100.00
計		1	100.00

【役員の職歴及び所有株式の数】

2026年5月15日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴		所有株式数 (千株)
代表取締役		水谷 光太	1979年11月19日	2005年4月	三菱信託銀行株式会社(現三菱UFJ信託銀行株式会社)入社	
				2016年4月	スパークス・アセット・マネジメント株式会社入社	
				2018年12月	同社CEOインベストメント室 室長就任	
				2021年1月	同社企業投資本部長就任	
				2026年4月	スパークス・アセット・トラスト&マネジメント株式会社出向	
				2026年4月	公開買付者代表取締役就任(現任)	
計						

(2) 【経理の状況】

公開買付者は、2026年4月10日に設立された会社であり、設立後、事業年度が終了していないため、財務諸表は作成されておりません。

(3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ 【有価証券報告書及びその添付書類】

ロ 【半期報告書】

ハ 【訂正報告書】

【上記書類を縦覧に供している場所】

2 【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3 【個人の場合】

該当事項はありません。

第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1 【株券等の所有状況】

(1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(2026年5月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	10,370(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,370		
所有株券等の合計数	10,370		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式294,742株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者合計)】

(2026年5月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	10,370(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,370		
所有株券等の合計数	10,370		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式294,742株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況(特別関係者ごとの内訳)】

【特別関係者】

(2026年5月15日現在)

氏名又は名称	ダイハツ工業株式会社
住所又は所在地	大阪府池田市ダイハツ町1番1号
職業又は事業の内容	(1) 自動車、産業車両、その他各種車両およびその部品の製造、販売、賃貸および修理 (2) 各種の発動機、工作機械、家庭用および工業用電気機器、その他諸機械器具類およびその部品の製造、販売および修理 (3) 建設工事の設計、施工、請負および宅地建物の売買、賃貸借、仲介および管理 (4) 建築用部材の販売および住宅関連機器の製造、販売および修理 (5) 損害保険代理業および生命保険募集業 (6) 労働者派遣業 (7) 前各号に付帯関連する一切の業務
連絡先	連絡者 ダイハツ工業株式会社経理部関連事業室 室長 北浦 雅一 連絡場所 大阪府池田市ダイハツ町1番1号 電話番号 072-754-3102
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者

(注) 公開買付者及びダイハツ工業は、本株式併合の議案を目的とする本臨時株主総会における賛成の議決権行使について合意しているため、ダイハツ工業は公開買付者との間で共同して対象者の株主として議決権その他の権利を行使することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

氏名又は名称	株式会社メタルアート
住所又は所在地	滋賀県草津市野路3丁目2番18号
職業又は事業の内容	自動車、建設機械、農業機械、船舶その他一般産業機械に使用される熱間鍛造品、精密型打鍛造品の製造、機械加工及び販売
連絡先	連絡者 株式会社メタルアート 執行役員 中川 潤二 連絡場所 滋賀県草津市野路三丁目2番18号 電話番号 077-563-2111
公開買付者との関係	公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者

(注) 対象者は、本取引の一環として、本公開買付けの成立後の本株式併合の効力発生後、対象者自己株式取得を行うことを予定しているとのことですので、公開買付者との間で共同して対象者の株券等を取得することに合意している者に該当すると判断し、特別関係者として記載しております。

【所有株券等の数】

ダイハツ工業株式会社

(2026年5月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	10,370(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	10,370		
所有株券等の合計数	10,370		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

株式会社メタルアート

(2026年5月15日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第2項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第2項第3号に 該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ()			
株券等預託証券 ()			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	()		

(注) 特別関係者である対象者は、2026年3月31日現在、対象者株式294,742株を所有しておりますが、全て自己株式であるため、議決権はありません。

2 【株券等の取引状況】

(1) 【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

公開買付者は、ダイハツ工業との間で、本二者間契約書を締結しております。また、公開買付者は、対象者及びダイハツ工業との間で本三者間契約書を締結しております。各契約の詳細については、上記「第1 公開買付要項」の「4 買付け等の目的」の「(6) 公開買付けに係る重要な合意」をご参照ください。

4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

5 【大量保有報告書等の提出状況】**(1) 公開買付者が提出した書類**

該当事項はありません。

(2) 特別関係者が提出予定の書類

書類の名称	大量保有報告書の変更報告書
提出予定者	ダイハツ工業株式会社
提出予定年月日	法定の提出期限日である2026年5月21日までに提出予定
提出予定先	近畿財務局長

第4 【公開買付者と対象者との取引等】

- 1 【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】
該当事項はありません。

- 2 【公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容】
該当事項はありません。

第5 【対象者の状況】

1 【最近3年間の損益状況等】

(1) 【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益(当期純損失)			

(2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	東京証券取引所 スタンダード市場							
	月別	2025年11月	2025年12月	2026年1月	2026年2月	2026年3月	2026年4月	2026年5月
最高株価		5,120	5,250	5,800	6,050	5,610	5,330	5,480
最低株価		4,010	4,900	5,010	5,160	4,865	5,000	4,750

(注) 2026年5月については、同年5月14日までのものです。

3 【株主の状況】

(1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数 株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数(単位)									
所有株式数の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計			

【役員】

年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第93期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月25日 近畿財務局長に提出

事業年度 第94期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 2025年6月25日 近畿財務局長に提出

【半期報告書】

事業年度 第95期中(自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) 2025年11月11日 近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社メタルアート

(滋賀県草津市野路3丁目2番18号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

5 【伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容等】

該当事項はありません。

6 【その他】

(1) 対象者決算短信の公表

対象者は、2026年5月14日、対象者決算短信を公表しております。対象者決算短信に記載された、2026年3月期の対象者の損益状況は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けていないとのことです。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、詳細については、対象者決算短信をご参照ください。

損益の状況(連結)

(単位：百万円)

決算年月	2026年3月期
売上高	45,289
営業利益	3,905
経常利益	4,193
親会社株主に帰属する当期純利益(当期純損失)	2,693

1株当たりの状況(連結)

(単位：円)

決算年月	2026年3月期
1株当たり当期純損益	939.35
1株当たり配当額	150.00
1株当たり純資産額	9,095.16

(2) 「2027年3月期の剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」の公表

対象者は、2026年5月14日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2026年9月30日(第2四半期末)を基準日とする剰余金の配当及び2027年3月31日(期末)を基準日とする剰余金の配当を行わないことを決議いたしました。詳細については、対象者が2026年5月14日付で公表した「2027年3月期の剰余金の配当(無配)に関するお知らせ」をご参照ください。